

# ICHISHIN REPORT 2022





## Contents

### ●表紙について●

一関市の花・菜の花にとまっているチョウが、未来に向かって飛び立とうとしている様子を表しています。



作者：有華 氏  
 一関市在住。2020年にUKpaintを起業し、デザイナーとして地域企業に向けてデザイン、イラストなどを提供している。また、デザイン業のかたわら、絵を描くひと「有華」としてアート活動を行っている。

- ごあいさつ
- 2 基本理念
- 4 一関信用金庫と地域社会
- 5 事業の概況
- 6 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況
- 10 金融円滑化の取組
- 11 お客様満足度（CS）向上の取組
- 12 コーポレート・ガバナンス態勢
- 13 金庫の概況及び組織
- 14 役職員の報酬等
- 15 主要な事業の内容
- 16 総代会について
- 19 一関信用金庫のあゆみ（沿革）
- 20 法令等遵守態勢（コンプライアンス態勢）
- 21 顧客保護等管理態勢
- 24 リスク管理態勢
- 28 信金中央金庫～信用金庫のセントラルバンク～のご案内
- 29 営業店・ATMのご案内
- 32 主な取扱商品等のご案内
- 34 各種手数料のご案内
- 36 資料編
- 54 用語解説集
- 56 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧
- 56 金融庁告示で定める開示項目一覧

# ごあいさつ



平素より格別のお引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。当金庫第73期の事業概況と決算の状況を謹んでご報告させていただきます。

昨年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による供給制約やサービス消費への下押し圧力が和らぐなか、変異株の感染拡大によるまん延防止等重点措置の適用を受け、個人消費は再び下押し圧力が強まりました。また、エネルギー価格を中心とした原材料価格が上昇しており、資源価格の動きやその経済・物価への影響についても先行き不透明な状況が続いています。

管内の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響等から、個人消費や生産活動がやや弱

## 基本理念

### 経営理念

1. 所期奉公（社会貢献）
2. 処事公明（コンプライアンスとオープンな経営）
3. 浮利不追（社会的妥当性の判断）
4. 裾野金融（弱者支援）

### 基本方針

- 金融システムを通じて地域に円滑な資金供給を行い、金融サービスを通して地域経済の繁栄に寄与する。
- 金融環境の変化に適応できる内部管理体制を構築し、事業を継続し続け、地域社会の安寧秩序を守る役割を果たす。
- 役職員の幸せを通して、地域社会の繁栄と幸福に貢献し、堅実、健全な経営を行う。

### フレド（行動指針）

1. 私たちは、地域社会の繁栄と幸福のために、金融業務を通じて何が出来るかを常に考え、お客様に喜ばれる金融サービスを実践します。
2. 私たちは、常にお客様に対して感謝の気持ちを持って接し、「ありがとうございます」「おかげさまで」という気持ちを、言葉と行動で示します。
3. 私たちは、互いに助け合い、戒めあい、活気ある明るい職場を作ります。

い動きとなっており、持ち直しに足踏み感が見られています。

このような現況を踏まえ、当金庫は未来永劫、地域に必要とされる金融機関であり続けることを目指し、「三現主義の徹底」「内なる協同組織と相互扶助の態勢強化」「形式から実質への転換」を経営方針とした中期経営計画「三現主義2022」（2019年度～2021年度）を策定し、(1)「顧客本位及び地域密着型金融推進の深化」(2)「収益の安定化」(3)「組織力の向上」に取り組みました。

その結果、成長性につきましては預金残高245,193百万円（前期比11,769百万円、5.04%増加）、貸出金残高97,371百万円（前期比3,033百万円、3.02%減少）となりました。

また、収益性につきましては、本業の利益である業務純益が421百万円（前期比32百万円増加）、当期純利益におきましては251百万円（前期比69百万円減少）を確保いたしました。

さらに、健全性につきましては、自己資本比率は10.92%と国内外の基準を大きく上回る水準となり、不良債権比率も1.50%と健全経営を維持しております。

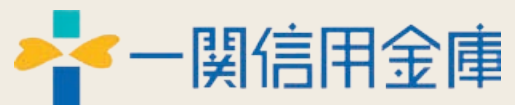
今後とも、皆様とともに地域の未来創造に向かって役職員一同努力する所存でございますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年7月

## 金庫概要 （2022年3月31日現在）

創 立	昭和23年7月16日	営業区域	
本 店	岩手県一関市幸町5番5号	岩手県一関市・	
会 員 数	16,162名	奥州市・大船渡市・	
出 資 金	7億5千3百万円	陸前高田市・	
預 金 残 高	2,451億円	胆沢郡・西磐井郡・	
貸 出 金 残 高	973億円	気仙郡	
店 舗 数	16店舗	宮城県気仙沼市	
店 舗 外 ATM	9ヵ所	(旧日本吉町を除く)・	
		栗原市・登米市	

## シンボルマークについて



地域の皆様とより良い関係であるために、「母」のイメージをデザイン化しました。中央に一関信用金庫の頭文字であるアルファベットの*i*を配置し安定感を、*i*より生まれる2つのハートの形は母鳥の翼をモチーフに、やさしさ・包容力・安心感を表現いたしました。

色彩は一関信用金庫のテーマカラーであるブルーを基調に、テーマに沿ったカラーが配色されています。

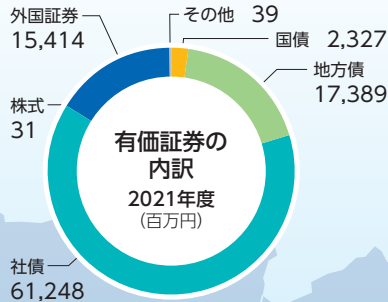
お客様の幸せと地域の発展が私達の願いです。

# 『いつも近くに』

一関信用金庫は  
地域の皆様とともに歩み続けます。

## 有価証券 964億円

当金庫では、お客様からお預け入れいただいた預金積金をご融資のほかに、有価証券による運用も行っております。(詳しい内容は46ページをご覧ください)



## 取引先へのご支援等

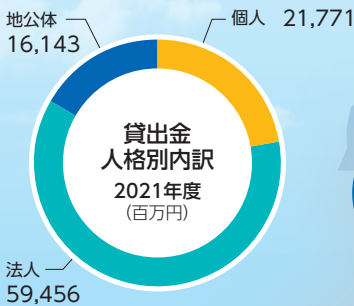
経営に関するさまざまなご相談、情報提供、さらに企業の再生・再建に向けた取組にいたるまでご支援を行っております。

## 文化的・社会的貢献に関する事項

地域社会の一員として、文化講演会の開催や各種イベントに協力するなど、“地域とのふれあい”を大切にし、積極的に活動しております。

## 貸出金 973億円

当金庫では、お預け入れいただいた預金積金を、ご融資という形で地域社会・経済へ還元しております。(詳しい内容は45ページをご覧ください)



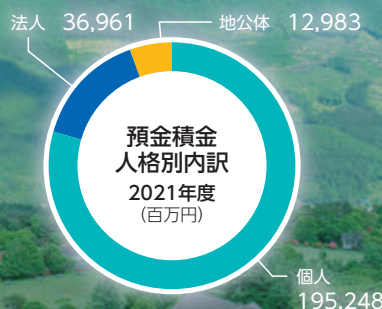
## 預け金 883億円



**一関信用金庫**  
常勤役員 194名  
店舗 16店舗

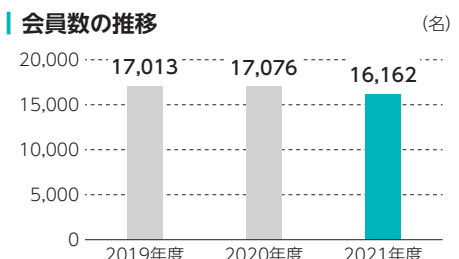
## 預金積金 2,451億円

当金庫では、地域のお客様の目的に応じてお選びいただけますよう、預金商品を各種取り揃え、着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくとともに、円滑な決済サービスを行っております。



## 普通出資金 7.5億円

出資に対する配当金：年2% (2021年度実績)



## 事業の概況

当金庫営業地域の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響等から、個人消費や生産活動がやや弱い動きとなっており、持ち直しに足踏み感が見られています。

2021年度当金庫では未来永劫、地域に必要とされる金融機関であり続けることを目指し、「三現主義の徹底」「内なる協同組織と相互扶助の態勢強化」「形式から実質への転換」を経営方針とした中期経営計画「三現主義2022」(2019年度～2021年度)を策定し、(1)「顧客本位及び地域密着型金融推進の深化」(2)「収益の安定化」(3)「組織力の向上」に取り組みました。

### 預金積金

2022年3月期の預金残高は、新型コロナ感染症の影響等により法人預金が減少したものの、給与や年金振込指定口座の推進により個人預金が増加したほか、公金預金が増加したことから、残高は全体で前期比11,769百万円増加の245,193百万円となりました。

### 貸出金

2022年3月期の貸出金残高は、新型コロナ感染症関連資金を中心とした資金需要が一服したことから、事業資金が減少するとともに、長引く新型コロナ感染症の影響による消費需要の低迷により個人消費資金も減少し、残高は全体で前期比3,033百万円減少の97,371百万円となりました。

### 有価証券等余資運用

日本銀行によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和政策が継続され、市場金利が低位に推移したことから、機動的に事業債や外国証券を購入して収益確保に努め、有価証券残高は、前期比3,693百万円増加の96,451百万円となりました。また、日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションを活用し、預け金残高は前期比39,784百万円増加の88,341百万円となりました。

### 収益・自己資本

役務取引等収益が減少した一方で、有価証券利息配当金の増加に伴い資金運用収益が増加するとともに、国債等債券売却益を含むその他業務収益が増加したことから、経常収益は、前期比75百万円増加の2,881百万円となりました。経常費用は、国債等債券償還損を含むその他業務費用が増加するとともに、不良債権処理に伴う貸倒引当金が増加したことから、前期比90百万円増加の2,510百万円となりました。

結果、経常利益は前期比14百万円減少の370百万円、税引前当期純利益は365百万円、当期純利益は251百万円となりました。

### 当金庫が対処すべき課題

地域では、新型コロナ感染症拡大による経済収縮の影響に加え、事業承継の問題が深刻化しております。アフターコロナ、ウィズコロナにおける顧客本業支援等、金融面に留まらない課題解決支援こそが地域金融機関である当金庫の果たすべき使命と考えております。

当金庫では、引き続き行政や関係団体との連携を強化しながら、顧客本位の業務運営に役職員一丸となって取り組んでまいります。

### 主要な経営指標の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益 (百万円)	2,911	2,920	2,767	2,806	2,881
経常利益 (百万円)	406	441	224	385	370
当期純利益 (百万円)	232	325	191	320	251
出資総額 (百万円)	737	743	740	741	753
出資総口数 (千口)	1,474	1,487	1,480	1,483	1,506
純資産額 (百万円)	12,269	12,768	12,505	12,840	12,221
総資産額 (百万円)	223,093	227,261	230,674	247,341	288,465
預金積金残高 (百万円)	209,959	213,479	217,226	233,423	245,193
貸出金残高 (百万円)	81,781	89,767	93,844	100,405	97,371
有価証券残高 (百万円)	79,818	82,918	84,168	92,757	96,451
単体自己資本比率 (%)	12.19	11.38	10.80	10.73	10.92
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	10	10	10	10	10
役員数 (人)	11	12	12	11	11
うち常勤役員 (人)	8	8	8	7	6
職員数 (人)	209	199	195	195	188
会員数 (人)	16,852	16,918	17,013	17,076	16,162

# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 ～金融仲介機能の発揮状況～

お取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮  
外部専門家・外部機関等との連携への取組

## 中小企業の経営支援に関する態勢整備状況

平成29年4月	税理士法人山田&パートナーズ(株)と包括業務提携締結 一関商工会議所と「中小企業の経営支援に関する連携協定」締結
平成29年5月	国土交通省と「建設産業生産性向上支援事業に関するパートナー協定」締結
平成29年6月	岩手県事業引継ぎ支援センターと「企業提携の斡旋に関する契約」締結 公益財団法人みやぎ産業復興機構と「企業提携の斡旋に関する契約」締結
平成29年7月	東京中小企業投資育成(株)と「業務提携に関する協定書」締結 (株)ローソンと「ビジネスマッチング契約」締結 (株)ファミリーマートと「ビジネスマッチング契約」締結 (株)セブンイレブンジャパンと「ビジネスマッチング契約」締結
平成29年8月	TKC東北会と「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」締結
平成29年12月	宮城県農業信用基金協会と「債務保証契約業務委託契約」締結
平成30年5月	TKC東北会と「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」締結
平成30年10月	(株)トランビと「ビジネスマッチング契約」締結
令和元年11月	(株)TMC経営支援センターと「ビジネスマッチング契約」締結
令和2年4月	緊急コロナ対策「いちしんBizマッチング」取扱い開始
令和2年7月	一関商工会議所と連携しM&A情報バンク「i(アイ)・マッチ」開設
令和2年9月	(株)エフアンドエム及びリコージャパン(株)と「ビジネスマッチング契約」締結
令和3年3月	登米中央商工会と「中小企業の経営支援に関する連携協定」締結
令和3年7月	(株)ライトアップと「業務提携契約書」締結

## おもな取組

- モニタリング会議の実施による関係支援機関との情報共有  
・8先
- 外部機関と連携したモニタリング会議の開催  
・岩手県産業復興相談センター 2先
- 信用保証協会と連携した専門家派遣事業の実施  
・4先

## 金融仲介機能のベンチマーク (2022年3月末)

取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を  
支援した先数

(単位:社)

2021年度	2020年度
14	7

## ライフステージ等に対応した最適なソリューションの提案支援への取組

### 創業・新事業開拓の支援

日常的な活動の中から**創業・新事業開拓ニーズ**を捉え、計画書作成や補助金制度紹介などを行っています。

## 金融仲介機能のベンチマーク (2022年3月末)

当金庫が関与した創業、第二創業の件数 (単位:件)

	創業件数	第二創業件数
2021年度	12	0
2020年度	21	0

創業支援先数(支援内訳)

(単位:社)

	創業計画の 策定支援	創業期の 取引先への融資	政府系金融機関や 創業支援機関の紹介	ベンチャー企業への 助成金・融資・投資
2021年度	11	プロパー	1	0
		信用保証付	11	
2020年度	18	プロパー	4	0
		信用保証付	17	

※信用保証付には信金中央金庫代理貸付を含みます。

## 成長段階における支援

お取引先の更なる飛躍実現に向け、**ビジネスマッチング**による**新たな事業展開、販路の獲得**等の支援に取り組んでいます。

### 新たな事業展開への取組



#### <ご提供サービス>

○ 補助金・助成金自動診断システム「Jシステム」のご提供  
新型コロナウイルス感染症対応制度も含め、最新の補助金・助成金を各企業ごとに自動診断できるシステムをご提供。インターネット上で、各企業ごとに受給可能性の高い補助金・助成金が数分ほどで分かります。

○ 各種助成金のコンサルティング「Jコンサルティング」のご提供  
無料電話相談またはオンライン相談を実施し、様々な助成金制度の、制度説明・条件診断・作業説明・申請を行う土手配の相談を行います。オンラインを通じ、簡単な手順で、相談・依頼・手続きをすることが可能となります。

## 金融仲介機能のベンチマーク (2022年3月末)

販路開拓支援を行った先数(地元・地元外・海外別) (単位:社)

	地 元	地元外	海 外
2021年度	0	9	0
2020年度	13	11	0

## 販路開拓支援

業界団体等との連携によるビジネスマッチングにお取引先企業を紹介し、販路開拓支援に努めています。

- ◆ (一社)東北地区信用金庫協会主催「ビジネスマッチ東北2022春」(2022年3月10日開催)  
お取引先企業5社が出展しました。





## 低迷期・再生期（経営改善、事業再生、事業承継等）の支援

お取引先の課題解決に向けて、お取引先の立場に立った最適なお提案に努めています。

### 金融仲介機能のベンチマーク (2022年3月末)

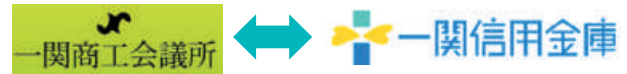
事業再生支援先におけるDES・DDS・債権放棄を行った先数及び実施金額 (単位:社、億円)

	先数	実施金額
2021年度	0	0
2020年度	0	0

中小企業に対する経営人材・経営サポート人材・専門人材の紹介数 (単位:人)

	紹介数
2021年度	0
2020年度	8

○連携協定を締結



○一関信用金庫の職員(中小企業診断士)を派遣



中小企業支援室

◆「中小企業の経営支援に関する連携協定」に基づき、一関商工会議所内に設置された中小企業支援室に当金庫の中小企業診断士を経営支援アドバイザーとして派遣し、事業承継を中心とした多岐にわたる経営面の課題に関して必要なアドバイスを行っております。

○中小企業支援室の主な業務

1. 事業承継に係るアンケート調査等の実施
2. ローカルデータベース「マッチ」の管理・運営
2. 月例会議の開催による対応方針、施策の検討及び相互情報の共有
3. 個別案件に係る連携対応(案件情報の共有、提案等の実施)



※必要に応じ外部専門家等と連携し案件成立を支援。

## 事業価値の見極めと経営課題の発見・把握に向けた目利き能力の向上への取組

当金庫では、企業の事業内容や成長可能性・持続可能性を適切に評価（「事業性評価」といいます。）することで、担保・保証に必要以上に依存しない円滑な資金供給や、コンサルティング機能を発揮し、地域企業や産業の成長支援に取り組んでいます。

- ◆決算書上では把握できない真の企業価値を見極め、動産や債権の動きを通じて商流を把握するABL(動産・売掛債権担保融資)をお取引先7先に対し取り組みました。
- ◆お取引先の本業支援や事業価値を見極める目利き能力の向上に向けた研修等を実践し、コンサルティング機能発揮に向けた人材育成に継続して取り組んでいます。



### 金融仲介機能のベンチマーク (2022年3月末)

事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高 (単位:社、億円)

	先数	融資残高
2021年度	51	33
2020年度	54	46

上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合

	先数	融資残高
2021年度	3.4%	6.3%
2020年度	3.6%	8.4%

## 経営改善支援の取組実績【2021年4月～2022年3月】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち経営改善支援取組先数					経営改善支援取組率	ランクアップ率	再生計画策定率
		αのうちランクアップ先数							
		αのうち変化しなかった先数							
		αのうち再生計画を策定している全先数							
	A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α	
正常先 ①	1,453	0	0	0	0	0.0%	—	—	
要注意先	481	12	0	10	10	2.5%	0.0%	83.3%	
うちその他要注意先 ②	480	12	0	10	10	2.5%	0.0%	83.3%	
うち要管理先 ③	1	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻懸念先 ④	33	2	0	2	2	6.1%	0.0%	100.0%	
実質破綻先 ⑤	17	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	2	0	0	0	0	0.0%	—	—	
小計(②～⑥の計)	533	14	0	12	12	2.6%	0.0%	85.7%	
合計	1,986	14	0	12	12	0.7%	0.0%	85.7%	

(注) 期初債務者数及び債務者区分は2021年4月初時点まで整理しています。  
 ・債務者数、経営改善支援取組先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。  
 ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。  
 なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めません。  
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めます。  
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しています。  
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めません。・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。  
 ・αのうち再生計画を策定した先数δには、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業再生支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等と連携した再生計画策定先を含みます。

地域の面的再生への積極的な参加  
地域課題の解決に向けた取組 ～ SDGsの取組 ～

持続可能な社会の実現に向けて

『SCBふるさと応援団』により一関市に寄附金贈呈



(中央)佐藤一関市長 (右)星住信金中央金庫東北支店長

信金中央金庫が実施する企業版ふるさと納税制度を活用した地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」に、一関市が実施する地域創生事業「地域づくりモデル事業交付金事業」を当金庫が推薦し、その結果、信金中央金庫から一関市へ寄附金が贈呈されることとなりました。

当金庫は、本事業により一関市と連携して地域の抱える課題に取り組むことで、社会課題の解決(SDGs)と地域経済社会の発展に貢献してまいります。

<「SCBふるさと応援団」について>

信金中央金庫の創立70周年を記念して行われる地域創生推進スキームでSDGs(持続可能な開発目標)を踏まえ、信金中央金庫が企業版ふるさと納税制度等を活用した寄附を行うことにより、地域の課題解決及び持続可能な社会の実現に資する地域創生事業を信用金庫とともに応援し、地域経済社会の発展に貢献することを目的として創設した制度です。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



給付型奨学金制度概要

- 募集対象者
  - 一関市、平泉町在住で、経済的理由等により通常の学校生活に支障を来す事情があり、高等学校入学を予定の地元愛を有する中学3年生。
- 奨学生
  - 毎年度5名程度
- 給付額
  - 月額30,000円
- 給付期間
  - 高等学校入学からの3年間(高校在学期間)
- 返還
  - 給付型

高等学校・高等専門学校卒業後に地元就職を希望する地元高校生への就学援助金を支給するとともに卒業後の就職を支援することにより、地域の将来を担う若者の地元定着の促進を目的としております。



2022年度 新入職員



「しんきん少年野球大会」の開催

4 質の高い教育をみんなに

8 働きがいも経済成長も



一関学院高校へ使用済み切手を寄贈

3 すべての人に健康と福祉を



清掃活動の実施

11 住み続けられるまちづくりを

13 気候変動に具体的な対策を



AED (自動体外式除細動器) 研修会の実施

3 すべての人に健康と福祉を

11 住み続けられるまちづくりを



ハンドセット方式のATMを導入

※ハンドセットとは、電話型配列テンキー付きの受話器で目の不自由なお客様やご高齢のお客様がご利用されやすいように、音声で操作手順をご案内するものです。

11 住み続けられるまちづくりを



「おもいやり駐車場」の設置

3 すべての人に健康と福祉を

10 人や国の不平等をなくそう

## ●トピックス

### 特殊詐欺被害の防止に努めています

多発する特殊詐欺事件の被害を防止するため、窓口でのお声かけ、啓発活動を行っております。山目支店では、被害を未然に防止したとして一関警察署から感謝状を拝受いたしました。



2021年12月22日拝受



各営業店では、年金支給日を中心に啓発活動を行っています。



# 金融円滑化の取組

## 地域からの信頼維持に向け、金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮に取り組みます。

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域のお客様の経営相談、経営指導及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことが、最も重要な役割の一つであると認識しております。

よって、適切なりスク管理態勢の下、金融仲介機能に加え、コンサルティング機能を積極的に発揮していくため、「金融円滑化に係る基本方針」に則り、地域金融の円滑化に真摯に取り組んでまいります。

### 【金融円滑化に係る基本方針】

- ① お客様の与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約、貸付条件の変更等)のお申込みに対しては、お客様の実態把握と資金使途、返済能力等の検討を十分行い、適切な審査を行ってまいります。
  - ② 『経営者保証に関するガイドライン』(\*)の趣旨を踏まえて、経営者等の個人保証に依存しないお借入の一層の促進を図るとともに、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理等をすることは、本ガイドラインを尊重し、誠実に対応するよう努めてまいります。
  - ③ お客様の要請に基づき、経営相談、経営指導及び経営改善に向けた取組に関する適切な支援を行うとともに、支援を行ったお客様に対する継続的なモニタリングを行ってまいります。
  - ④ お客様の与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約、貸付条件の変更等)のお申込み及び謝絶の際の説明については、お客様の知識、経験やこれまでの取引関係等を踏まえ、適切かつ十分に行います。
  - ⑤ お客様からの与信取引に係るお問い合わせ、ご要望及び苦情相談には、真摯な姿勢で適切に対応いたします。
  - ⑥ その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要な施策を適切に行ってまいります。
- ※経営者等による個人保証に関する合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会と日本商工会議所が共同事務局)より公表されています。

### 【金融円滑化を図るための体制整備】

当金庫は、上記の取組を適切に実施するため、必要な体制整備を行っております。

- ① 金融円滑化推進管理部署の設置  
金融の円滑化を図るための管理体制の実効性を確保するため、融資審査部を『主管部署』に定め金融円滑化の推進管理を図ってまいります。『主管部署』は金融円滑化管理の状況に関する報告や調査結果に基づき、関連部署や営業店のモニタリングを行い金融円滑化への取組について分析、検討を行ってまいります。
- ② 金融円滑化管理責任者の配置  
適切な金融円滑化を図り、その実効性を確保するため、主管部署の担当理事を『金融円滑化管理責任者』に任命しております。『金融円滑化管理責任者』は、適切な金融円滑化を図るための必要な体制整備を行い、取組状況等の分析、調査結果をもとに、随時関連部署や営業店と連携し、お客様保護を図るための取組を行います。
- ③ 金融円滑化に関するご相談窓口の設置  
当金庫の各営業店では、金融の円滑化を図るため『金融円滑化相談窓口』を設置し、各営業店長を責任者として任命し、お客様のお問い合わせ、ご要望、苦情相談等に対し真摯に対応させていただき体制を整えております。また、主管部署においても、金融円滑化に関するご意見、苦情等のお申出に真摯に対応させていただき体制を整えております。
- ④ コンサルティング機能の発揮を支えるノウハウの蓄積・人材の育成  
コンサルティング機能の発揮を支えるための金融手法や知識等のノウハウを持つ人材の育成に努めるとともに、そうしたノウハウについて金庫全体で共有化を図るための取組を行ってまいります。

### 【他の金融機関等との緊密な連携】

当金庫は、複数の金融機関からお借入をされているお客様から、貸付の条件変更等の申出があった場合等、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じた際には、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得た上で、これらの関係機関と情報の確認、照会を行う等、緊密な連携を図りながら、地域金融の円滑化に努めてまいります。

## 経営者保証に関するガイドラインの活用状況

【2021年4月～2022年3月】

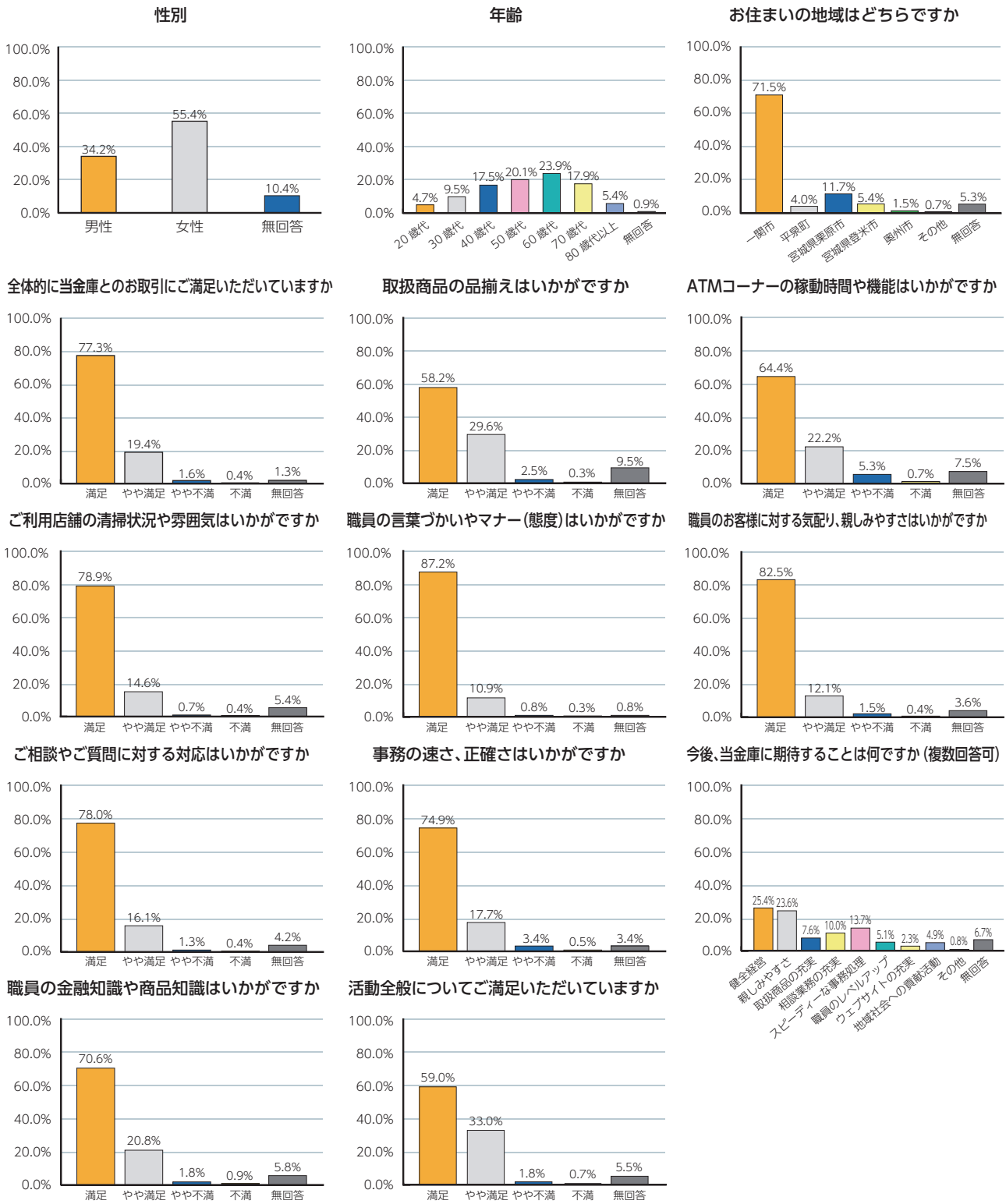
新規に無保証で融資した件数	423件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	39.94%
保証契約を解除した件数	11件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

# お客様満足度(CS)向上の取組

## お客様満足度調査の実施

当金庫では、お客様満足度(CS=Customer Satisfaction)の向上とお客様の利便性向上を目指して、お客様満足度調査を実施しています。調査の結果やいただいたご意見を日常の業務に反映させております。

- 調査日 2022年1月17日～2022年2月28日
- アンケート対象 当金庫利用者
- アンケート配布数(回収率) 総配布数 800件 【回収率94.7%】
- 実施方法 窓口及び渉外訪問先にて配布し、記入後に回収



## コーポレート・ガバナンス態勢

当金庫では、地域から信頼され続ける金融機関であるために、経営者等の責任の明確化と内部及び外部牽制態勢により、コーポレート・ガバナンス態勢の強化に努めています。

### ● 総 代 会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を有しておりますが、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能であることから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。この総代会は、決算、取扱い業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

### ● 理 事 会

理事会は、株式会社の取締役会に相当するもので、毎月1回開催し、当金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに理事の職務の執行を監督しております。

### ● 理 事

理事は、独立性を確保するとともに各理事間の相互牽制を励行しております。

### ● 監 事

監事は、株式会社の監査役に相当するもので、理事会等重要な会議への出席、重要文書の閲覧、決算書類の確認等を行っております。

### ● 会計監査人等

当金庫では、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士といった外部の専門家を活用し、会計処理、コンプライアンス、リスク管理等について、厳格なチェックを受けるとともに随時アドバイスも受けております。

### ● 内部監査態勢

監事会直轄の部署(監査部)において、当金庫の経営諸活動全般にわたる内部管理態勢の適切性及び有効性を検証し、その結果に基づく評価、問題点の改善方法の提言等を行っております。

### ● 各種委員会

主な委員会は次のとおりです。

#### ALM委員会

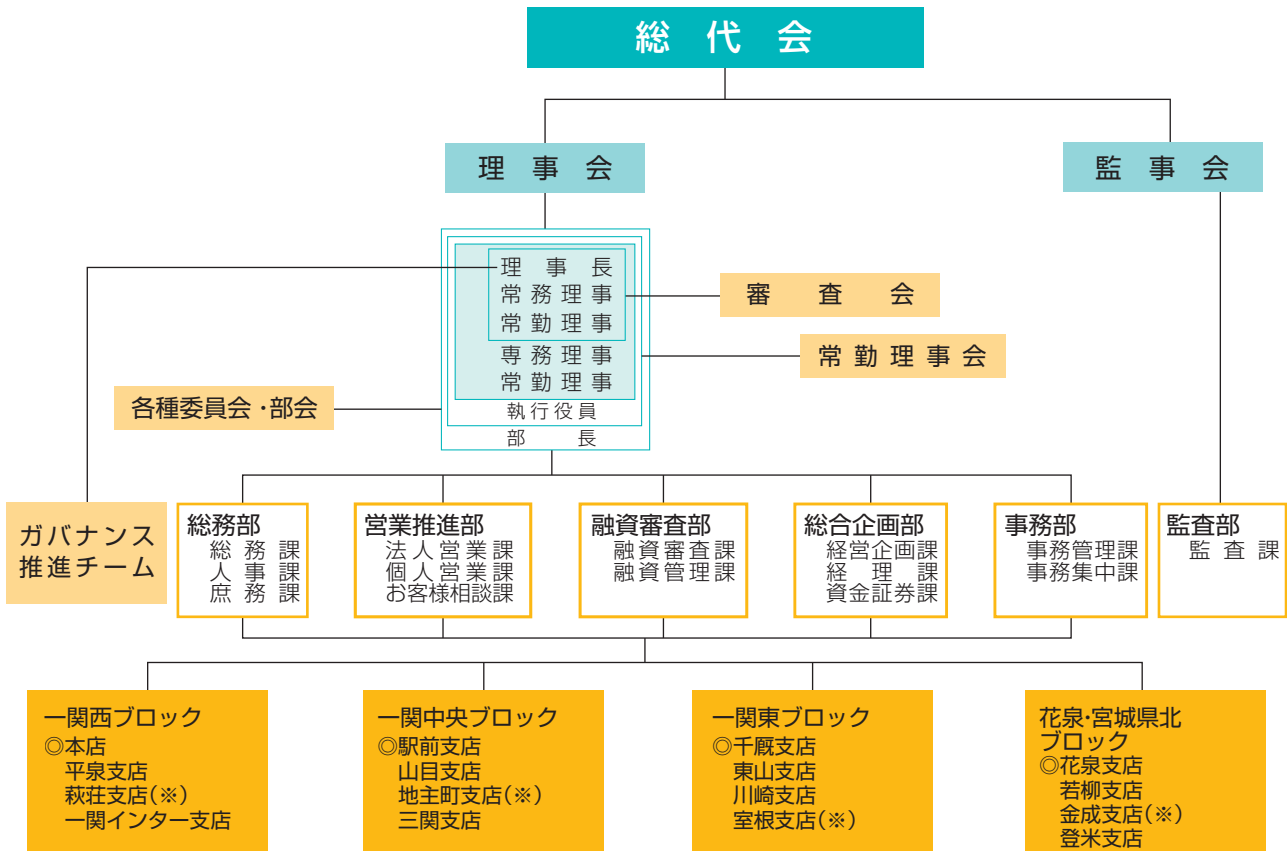
常勤理事会の参与機関として、経営環境の変化により発生する信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク等を統合的にコントロールするとともに資産・負債の統合的管理により収益性・健全性の向上に向け、協議等を行っております。

#### コンプライアンス委員会

当金庫における「コンプライアンスに関する諸問題」を把握・管理し、発生した諸問題の適切かつ迅速な解決及び防止策を検討し、常勤理事会に報告と提言等を行っております。

# 金庫の概況及び組織

## 事業の組織図



注)◎印はブロック統括店舗  
(※)はサテライト店舗

## 理事及び監事の氏名及び役職名

名 称	一関信用金庫			
所 在 地	〒021-0024 岩手県一関市幸町5番5号 ☎0191-23-6111 (代)			
創 立	昭和23年7月16日			
出 資 金	753百万円 (2022年3月31日現在)			
代 表 者	理 事 長 (代表理事) 菅原 一由			
役 員	専務理事 (代表理事)	氷室 勝彦	常務理事 (代表理事)	三浦 喜博
	常勤理事	小野寺 修一	常勤理事	佐々木 雅則
	常勤理事	山本 茂樹	理事	佐々木 一男 <sup>(※1)</sup>
	理事	千葉 俊範	常勤監事	伊藤 栄
	監事	山崎 正敏 <sup>(※2)</sup>	監事	鈴木 高保 (2022年7月1日現在)

※1 理事 佐々木 一男は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 山崎 正敏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

# 役職員の報酬等

## <報酬体系について>

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

その上で、各理事の基本報酬額につきましては役位、成果等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬及び賞与につきましては、監事会の協議により決定しております。

##### 【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

#### (2) 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	98

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。(期中に常勤理事を退任し、非常勤理事に就任した者を含む。)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」86百万円、「退職慰勞金」11百万円となっております。

なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く。)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2021年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2021年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2021年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2021年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



# 主要な事業の内容

## 1 預金及び定期積金の受入れ

## 2 資金の貸付け及び手形の割引

## 3 為替取引

## 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務 その他の業務

- (1)債務の保証又は手形の引受け
- (2)有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。(6)及び(8)において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
- (3)有価証券の貸付け
- (4)国債、地方債若しくは政府保証債(以下「国債等」という)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
- (6)特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。)その他これに準ずる有価証券(以下「特定社債等」という)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債の募集の取扱い
- (7)短期社債等の取得又は譲渡
- (8)有価証券の私募の取扱い
- (9)次に掲げる者の業務の代理
 

株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構	日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人	独立行政法人農林漁業信用基金
農業信用基金協会	全国漁業信用基金協会
独立行政法人中小企業基盤整備機構	地方住宅供給公社
一般社団法人しんきん保証基金	一般財団法人建設業振興基金
一般社団法人全国石油協会	公益財団法人不動産流通推進センター
独立行政法人福祉医療機構	東日本建設業保証株式会社
- (10)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 

金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
- (11)信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 

信金中央金庫
- (12)国・地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (13)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (14)振替業
- (15)両替
- (16)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。(18)において同じ。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (17)金融等デリバティブ取引((5)及び(16)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (18)金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(金融先物取引等の受託業務に該当するもの及び信用金庫法施行規則に定めるものを除く。)
- (19)金の取扱い

## 5 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)

## 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (2)当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
- (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
- (4)電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

# 総代会について

## 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

## 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数(2022年6月17日現在)

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定年は、満80歳に達した以降に到来する7月31日又は7期21年の重任限度とし、いずれかの早く到達した時点とする。
- ・ 総代の定数は、81人以上110人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められており、現在の定数は100人で、総代数は90人です。会員数は16,184名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催の上、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

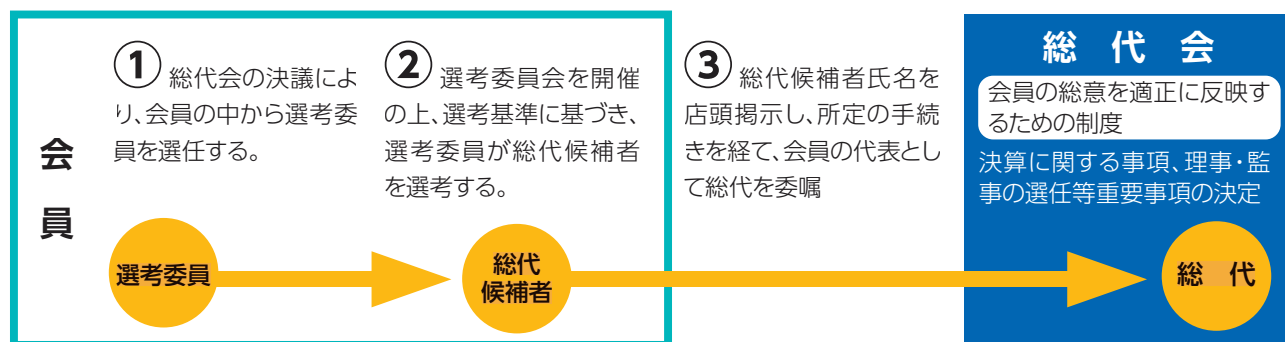
なお、総代候補者の選考に際しては、当金庫の会員のうち、

- ・ 総代として相応しい見識を有している方
  - ・ 良識をもって正しい判断ができる方
  - ・ 人格にすぐれ、当金庫の業績発展に寄与できる方
  - ・ 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方
- 等を基準としております。

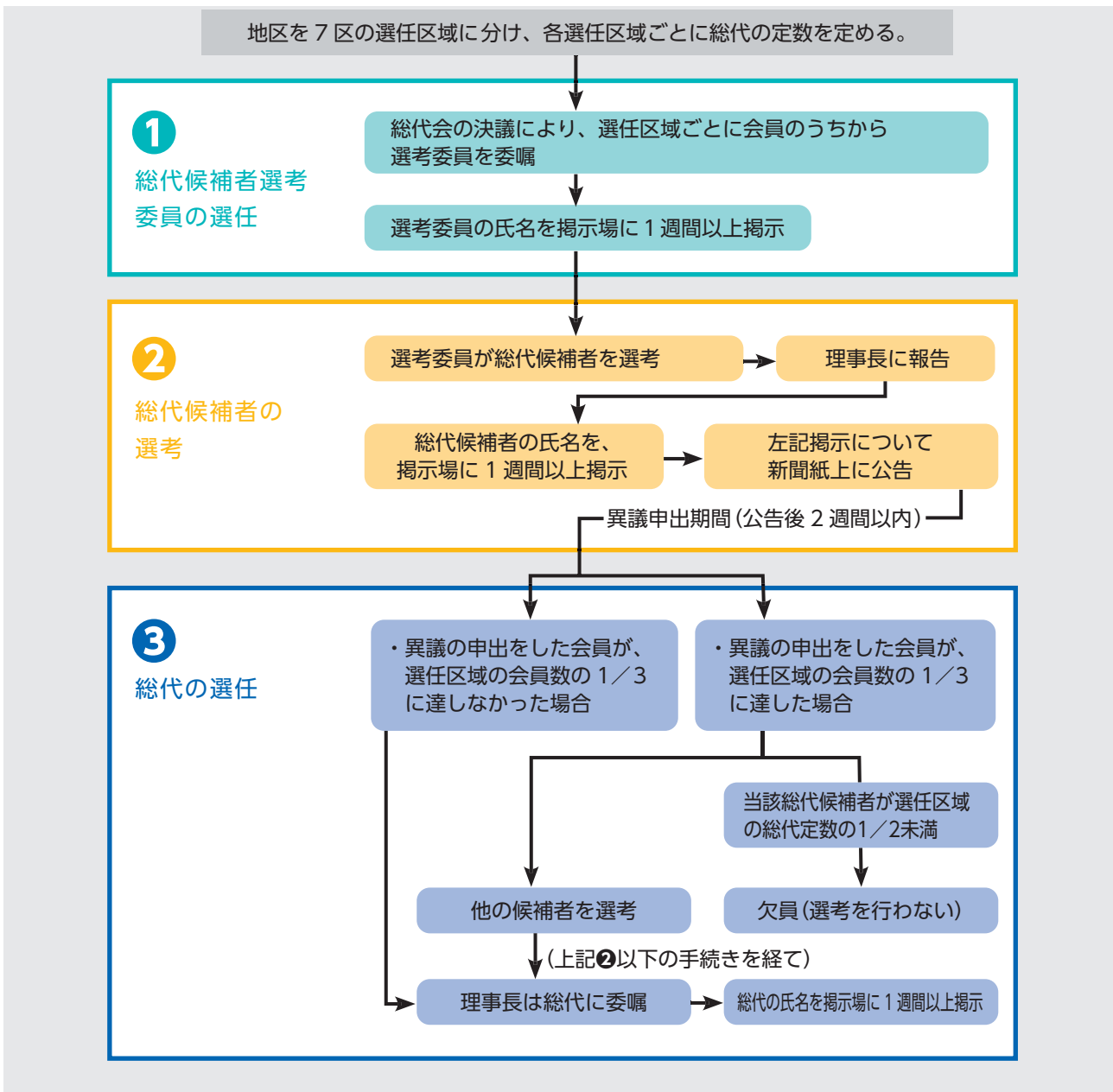
(3) 総代選考のながれ<当金庫「総代選任規程」に基づく>

(4) 総代のご退任は、法定脱退事由のほか、お申し出があった場合となります。

(5) 総代を対象として事業内容・決算内容等の説明会を開催しておりますが、その際、経営に関するご意見・ご要望をお聞きし、業務に適切に反映するよう努めております。また、ご意見・ご要望につきましては、総代会にて公表しております。



## ●総代が選任されるまでの手続きについて



### 総代会の決議事項等

2022年6月17日、一関市幸町5番5号、当金庫本店において第73期通常総代会を開催し、次の事項について報告及び付議いたしました。

#### (1) 報告事項

- 監査報告
- 第73期業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

#### (2) 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 任期満了に伴う理事8名選任の件
- 第3号議案 任期満了に伴う監事3名選任の件
- 第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

※以上の議案について、原案のとおり承認可決されました。



## 総代の氏名

区	定数	氏名	区域
1	23	阿部新一④・尾形善美⑤・小野寺眞利⑦・熊谷茂④ 金野幸造⑤・佐々木一榮①・佐藤幸一③・佐藤孝一② 佐藤正彦⑤・佐藤航②・篠原弘子①・清水健④ 菅原勇⑤・高橋市郎兵衛③・千葉勝六③・平賀鉄平③ 平澤和則③・平澤有士①・平間正克⑤・細川正二⑧ 三浦卓⑦・山岸学⑤	一関市（一関、真滝、舞川、弥栄）
2	26	阿部裕美①・石川聖浩①・伊藤里治②・岩井確司② 大森琢哉①・小畑剛①・木村吉隆②・小岩邦弘② 小岩章一①・佐原芳樹④・澤田邦夫⑥・残間義之⑧ 菅原良男②・鈴木一彦①・鈴木高二①・鈴木五郎④ 千葉隆夫⑦・千葉つる子①・千葉優人①・千葉眞由美① 本江玄佳①・村上春子①・矢萩幸雄②	一関市（山目、中里、巖美、萩荘）
3	12	小野寺佳代子①・小野寺良③・佐藤三郎④・佐藤敏春⑥ 佐藤豊③・菅原徳哉④・千葉誉雄④・千葉祐紀④ 真柄宏一⑦・三浦忠義③・舞石太④	一関市花泉町
4	7	小岩敏郎⑤・佐藤敏雄③・鈴木繁夫① 得田和明③・藤里明久①	奥州市、西磐井郡平泉町、 胆沢郡金ケ崎町
5	8	岩渕新助③・大内哲②・小野寺貞男①・佐々木賢治⑤ 佐藤喜一郎②・松岡睦雄①	一関市東山町、大東町
6	16	海野正之⑧・及川善行⑤・小野省市③・小野寺正太郎⑦ 小野寺義直①・小山征男⑤・小山喜三雄③ 小山拓士②・小山裕昭①・加藤勝彦⑦・菊地孝二④ 菊地平一⑥・金野ます子①・鈴木市郎⑥・三浦義則②	一関市千厩町、川崎町、室根町、藤 沢町、陸前高田市、大船渡市、気仙 郡住田町、宮城県気仙沼市 (日本吉町を除く)
7	8	阿部一信③・猪股研①・後藤益美①・境秋洋① 佐藤孝太郎③・田中正義④・百々正幸⑥・渡邊光悦①	宮城県栗原市、登米市

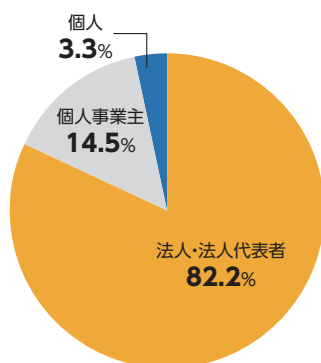
定数100人（現在90人）（2022年6月17日現在）

※氏名公表に伴う個人情報保護法上の取扱いは、就任時に利用目的を明示し、総代より了承を得ております。

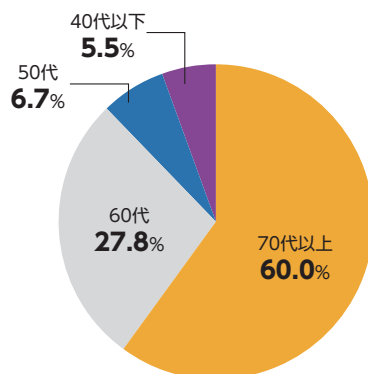
（注）丸数字は総代の就任回数

## 総代の属性別構成比

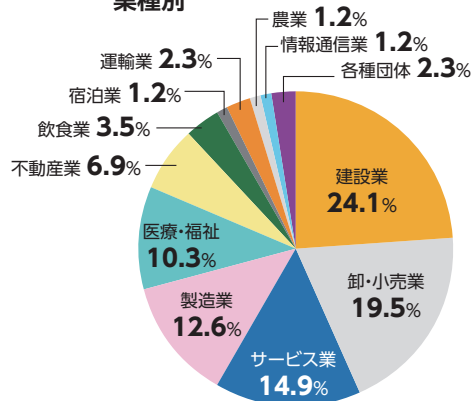
職業別



年代別



業種別



（注）業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。

# 一関信用金庫のあゆみ(沿革)

昭和23年 7月16日	市街地信用組合法に基づく一関信用組合を設立
昭和24年 5月 1日	一関市広街23番地で業務を開始 初代組合長に佐々木一郎就任
昭和24年 6月15日	位置変更 新位置、一関市地主町1番地
昭和24年10月 5日	組合長佐藤篤三郎就任
昭和26年 6月15日	信用金庫法施行(法律238号)
昭和27年 5月15日	理事長佐藤篤三郎就任
昭和27年 5月23日	一関信用金庫事業免許により組織変更
昭和28年 9月21日	花泉支店開設
昭和30年 4月 1日	東山支店開設
昭和33年 7月28日	川崎出張所開設
昭和34年 1月25日	花泉支店新築移転
昭和36年 1月23日	東山支店新築移転
昭和36年 6月15日	平泉出張所開設
昭和38年 7月 1日	川崎出張所を支店に昇格
昭和39年 7月20日	平泉出張所新築移転
昭和40年 7月 7日	山目支店開設
昭和42年 1月 1日	平泉出張所を支店に昇格
昭和43年 7月22日	千蔵支店開設
昭和44年 8月 3日	山目支店新築移転
昭和46年 6月26日	川崎支店位置変更
昭和47年 4月 1日	高田支店開設
昭和51年11月15日	本店新築移転(一関市幸町5番5号)
昭和51年11月15日	地主町支店開設
昭和51年12月27日	日本銀行仙台支店と当座取引業務開始
昭和52年 3月28日	初代「水槽付ポンプ車」しんきん号寄贈
昭和52年11月25日	日本銀行蔵入代理店業務取扱開始
昭和54年 4月10日	両替商業業務開始
昭和54年10月 3日	創立30周年記念式典挙行
昭和54年11月19日	駅前支店開設
昭和55年 3月25日	理事長上野隆二就任
昭和55年 9月 8日	若柳支店開設
昭和55年11月25日	高田支店新築移転
昭和57年10月25日	千蔵支店新築開店
昭和58年 9月16日	三関支店開設
昭和58年 9月29日	証券業務取扱い許可
昭和58年10月 1日	国債等公共債の窓口販売開始
昭和59年11月 1日	一関文化センター落成に伴い、一関市に綴帳を寄贈
昭和59年11月26日	花泉支店新築移転
昭和59年12月10日	室根支店開設
昭和60年11月 5日	東山支店新築移転
平成元年 9月18日	地主町支店新築開店
平成 2年 9月27日	両磐地区消防組合、一関消防署へ 2代目「水槽付ポンプ車」しんきん号を寄贈
平成 3年 5月 2日	理事長八重樫次男就任
平成 4年 3月17日	一関市遊水地事業着手20周年記念として「桜苗木620本」と「遊水地千本桜標示石2基」を寄贈
平成 4年11月16日	萩荘支店開設
平成 5年10月 1日	大船渡支店譲受け開始
平成 5年11月15日	金成支店開設
平成 8年12月 9日	平泉支店新築移転
平成11年10月 7日	創立50周年記念式典 両磐地区消防組合へ高規格救急車の寄贈
平成12年 5月15日	投資信託窓口販売業務開始(取扱店舗…本店)
平成12年10月18日	一関インター支店開設
平成13年 4月 1日	一関インター支店日曜営業開始
平成15年11月 4日	川崎支店新築移転
平成16年 7月 1日	中小企業金融公庫(現在:日本政策金融公庫)盛岡支店との業務提携
平成16年 8月 2日	国民生活金融公庫(現在:日本政策金融公庫)一関支店と経営支援業務提携
平成16年12月 1日	中小企業診断協会と経営支援業務提携
平成17年12月22日	一時払い終身保険取扱開始
平成18年10月23日	気仙沼信用金庫へ高田・大船渡支店譲渡
平成18年11月20日	山目支店新築移転
平成19年 5月 1日	理事長小野寺勝宏就任
平成19年 8月30日	(財)岩手県南技術研究センターと「地域貢献の協力推進にかかる協定」を締結
平成19年12月21日	栗原市と多重債務者救済資金貸付制度「栗原市のだぞみローン」の預託契約を締結

平成20年 6月16日	一関市と栗原市に岩手・宮城内陸地震復興支援見舞金を寄贈
平成21年 3月30日	創立60周年記念事業として一関市に「桜苗木」寄贈
平成22年 3月23日	創立60周年記念事業として平泉町に「桜苗木」寄贈
平成23年 2月25日	日本政策金融公庫と農業分野における「業務協力に関する覚書」を締結
平成23年 3月14日	東日本大震災による「災害復旧特別融資」取扱い開始
平成23年 3月22日	千蔵支店新築移転
平成23年 6月20日	多重債務問題の解決に資する優れた取組に対し金融担当大臣より顕彰を拝受
平成23年10月20日	陸前高田市・大船渡市・平泉町に義援金・支援金を寄贈
平成24年 6月15日	理事長及川弘人就任
平成24年12月21日	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく「経営革新等支援機関」の認定取得
平成25年 2月18日	でんさいネット「しんきん電子記録債権サービス」取扱開始
平成25年12月 3日	新型窓口販売方式国債の取扱い開始
平成26年 3月27日	岩手県農業信用基金協会と債務保証契約及び業務委託契約を締結
平成27年 3月 6日	創立70周年記念事業の一環として、一関市消防本部に災害支援車1台及び高規格救急車1台寄贈
平成27年 3月10日	宮城県栗原市に高規格救急車1台寄贈
平成27年 6月25日	岩手県信用保証協会と中小企業の「経営支援に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結
平成27年 9月24日	花泉支店リニューアルオープン
平成28年 3月18日	城南信用金庫と「業務提携に関する協定」を締結
平成28年 3月25日	一関市及び平泉町と「地方創生に係る連携に関する協定」を締結
平成28年11月17日	一関市と「高齢者見守りネットワーク事業への協力」に関する協定を締結
平成28年12月 1日	一関市と「空き家活用と移住定住促進のための覚書」を締結
平成29年 4月 6日	一関商工会議所と「中小企業の経営支援に関する連携協定」を締結
平成29年10月13日 ~12月27日	創立70周年記念事業の一環として、医療・福祉法人(13先)と一関市、平泉町、栗原市、登米市の社会福祉協議会へ福祉車両等を贈呈
平成30年 1月19日	信託契約代理業開始
平成30年 2月 1日	一般社団法人「希望のまち基金」設立
平成30年 6月15日	理事長千葉一郎就任
平成30年10月 1日	4店舗(地主町支店、室根支店、萩荘支店、金成支店)において昼時間窓口休業を開始
平成30年10月23日	社の都信用金庫と「業務提携に関する協定」を締結
平成30年11月 9日	登米支店開設
令和元年 7月31日	外国為替取引取扱終了
令和 2年 3月31日	日本銀行国債代理店契約終了
令和 2年 4月28日 ~ 5月 7日	新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、一関市、平泉町、栗原市、登米市へ寄付金を贈呈
令和 2年 6月15日	岩手県内6信用金庫による「SDGs共同宣言」を公表
令和 3年 3月31日	登米中央商工会と「中小企業の経営支援に関する連携協定」を締結
令和 3年 4月 1日	地主町・萩荘支店をサテライト店舗として営業開始
令和 4年 3月25日	理事長菅原一由就任
令和 4年 4月 1日	室根・金成支店をサテライト店舗として営業開始
令和 4年 6月26日	一関インター支店日曜日営業終了

## 歴代組合長・理事長

佐々木一郎	昭和24年 5月 1日~昭和24年10月 4日
佐藤篤三郎	昭和24年10月 5日~昭和55年 3月12日
上野 隆二	昭和55年 3月25日~平成 3年 5月 1日
八重樫次男	平成 3年 5月 2日~平成19年 4月30日
小野寺勝宏	平成19年 5月 1日~平成24年 6月15日
及川 弘人	平成24年 6月15日~平成30年 6月15日
千葉 一郎	平成30年 6月15日~令和 4年 3月25日
菅原 一由	令和 4年 3月25日~現在に至る

# 法令等遵守態勢(コンプライアンス態勢)

## 経営の最重要課題と位置づけ、 コンプライアンスの充実と強化に取り組んでいます。

高い公共性を有している金融機関は、企業倫理や法令を厳格に遵守するよう、社会一般から強く求められております。当金庫は、こうした金融機関に対する公共性、社会性の要請を重く受け止めるとともに、地域からの信頼の源であるコンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題と位置づけ、『内部管理基本方針』を定めて役職員一人ひとりの着実な実践に向けて金庫一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンスの組織体制は、コンプライアンス態勢の整備と周知徹底を積極的に行うための統括部署をガバナンス推進チームとし、コンプライアンスに関する諸問題の把握・管理と適切な防止策等を検討する機関としてコンプライアンス委員会を設置し、検討事項を常勤理事会に提言しております。また、業務部門から独立した監査部と監事による臨店監査及び業務監査を定期的実践することにより相互牽制体制の強化を図っております。さらに、本部各部と営業店には「コンプライアンス責任者」を各1名配置し、日常業務における法令等遵守のチェック及び教育・指導を実施することにより、各部店内におけるコンプライアンスの周知徹底に努めております。個々の施策等は、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」に定めております。「コンプライアンス・プログラム」の一環として、コンプライアンスに係る基本理念(一関信用金庫行動綱領)、役職員の行動基準を主な内容とする「コンプライアンス・マニュアル」(コンプライアンスを実現するための具体的な手引書)を策定し、各研修等を通じて、職員の指導、教育にも取り組み、コンプライアンスマインドの向上に努めており、個人情報保護法についても安全管理措置の徹底を図っております。

以上、コンプライアンスを重視した企業風土を醸成し、健全性の高い、地域の信頼に応える金融機関を目指してまいります。

### 内部管理基本方針

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条各号の規定に基づき、以下のとおり、内部管理基本方針を定めております。

1. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性等に関する事項
7. 役職員が監事に報告するための体制
8. 監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### 一関信用金庫行動綱領

#### 〈信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任〉

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

#### 〈質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献〉

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

#### 〈法令やルールの厳格な遵守〉

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

#### 〈地域社会とのコミュニケーション〉

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、

広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

#### 〈従業員の人權の尊重等〉

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

#### 〈環境問題への取組〉

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

#### 〈社会貢献活動への取組〉

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

#### 〈反社会的勢力との関係遮断〉

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

## 顧客保護等管理態勢

当金庫は、地域のお客様の保護と利便性の向上に向け、業務の管理に努めています。

### 顧客保護等管理方針

わたしたち一関信用金庫は、お客様の自由な意思を尊重し、その資産・情報及び正当な利益を保護するため、以下に定める事項を誓約いたします。

1. お客様への説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. お客様からのご意見または苦情等につきましては、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
3. お客様に関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. お客様との取引に関連して、私たちの業務を外部委託することにつきましては、お客様の情報その他お客様の利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。  
※本方針において「お客様」とは、「当金庫を利用されている方及び利用しようとしている方」を意味します。  
※お客様保護の必要性のある取引は、与信取引・預金等の受入れ・金融商品の販売・募集等の、お客様と当金庫との間で行われるすべての取引を指します。

### 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様の適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

### 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守致します。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ② 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③の他お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
  - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
  - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。  
また当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

# 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報保護に関する関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

## 1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの)を含みます。または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、次のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- ・身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ  
<例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- ・国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号  
<例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

## 2. 個人情報等の取得・利用について

### (1) 個人情報等の取得

・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取付することはできません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日等の個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関等のお借入れ状況等、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収等を確認させていただくことがあります。

- ・お客さまの個人情報は、  
①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項  
②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項  
③当金庫ウェブサイト等の「お問い合わせ」等の入力事項  
④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項  
⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

### (2) 個人情報等の利用目的

・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に並び、利用目的を限定するよう努めます。

・お客さま本人の同意がある場合もしくは法令等により開示・提供が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することをごできません。

### A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

- (業務内容)  
①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務  
②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務  
③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含みます。)

### (利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくお客さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため

### (法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

### B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
  - ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
  - ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ⑧預金口座付替に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のウェブサイトの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

### (3) ダイレクト・マーケティングの中止

・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、お取引店までお申出ください。

## 3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

## 4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。)があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいた上で、遅滞なくお答えします。
- ・お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行った上で個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行った上で利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さまからの個人情報等の利用目的の通知及び個人情報等の開示並びに第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出ください。必要な手続についてご案内させていただきます。

## 5. 個人情報等の安全管理について

- 当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。
- ①個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談及び苦情を受け付けています。
  - ②取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者及びその任務等について定めています。
  - ③個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
  - ④個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
  - ⑤個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理及び持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
  - ⑥アクセス制御を実施して、取扱者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

### <※ウェブサイトに掲載するときのみ>

・リンクについて  
当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

### ・クッキーについて

当金庫のウェブサイトではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っていません。

### (クッキーとは)

クッキーとは、お客さまがウェブサイトへアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

## 6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

## 7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示しし、原則として書面(電磁的記録を含みます。)にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、また、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください(ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます)。

## 8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫本・支店窓口または事務部事務管理課までご連絡ください。

【個人情報等に関する相談窓口】

- ・各営業店窓口
- ・一関信用金庫 事務部事務管理課  
住所：〒021-0024 一関市幸町5番5号 電話番号：0191-23-6111(代)  
FAX：0191-23-9355  
Eメール：customer@ichinoseki-shinkin.jp



## 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはガバナンス推進チームで受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺った上、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握した上で、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底の上、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

一関信用金庫ガバナンス推進チーム  
 住所：岩手県一関市幸町5番5号 TEL:0191-23-6111 FAX:0191-21-2014  
 Eメール：customer@ichinoseki-shinkin.jp  
 受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）受付媒体：電話、FAX、手紙、面談、Eメール

\* お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記ガバナンス推進チームにご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）  
 住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 電話番号：03-3517-5825  
 受付日：月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 時間：9:00～17:00  
 受付媒体：電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ガバナンス推進チームまたは上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター  
 住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 電話番号：03-3581-0031  
 受付日・時間：月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00

第一東京弁護士会仲裁センター  
 住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 電話番号：03-3595-8588  
 受付日・時間：月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00

第二東京弁護士会仲裁センター  
 住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 電話番号：03-3581-2249  
 受付日・時間：月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫ガバナンス推進チームにお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

### (1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、岩手弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会の調停人と面談で、東京三弁護士会の調停人とテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

### (2) 移管調停

当事者間の同意を得た上で、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、仙台弁護士会に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

(1) 営業店及び各部署に責任者をおくとともに、ガバナンス推進チームがお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。

(2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及びガバナンス推進チームが連携した上、速やかに解決を図るよう努めます。

(3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進捗に合わせた適切な説明をガバナンス推進チームから行います。

(4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。

(5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。

(6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。

(7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。

(8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。

(9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

## 反社会的勢力に対する基本方針

私ども一関信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## リスク管理態勢

『地域とともに歩み続ける』金融機関として、健全性の維持・向上に向け、適切なリスク管理に努めています。

金融のグローバル化やIT化、お客さまニーズの多様化などにより、金融機関を取り巻くリスクも高度化・複雑化しております。

当金庫では、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等を個々に管理するだけでなく、各種リスクの特性を考慮し、取るべきリスクと抑制すべきリスクを峻別する「リスクアペタイト」の考え方の下、メリハリのある統合的リスク管理を目指しております。具体的には、計量化可能なリスクを全体的に把握した上で、リスクとリターンを勘案し、配賦可能な自己資本の範囲内で適切に経営資源の配分を行っております。

当金庫が今後とも地域から信頼され、地域社会の発展に貢献していくために、リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、組織横断的な取組を進め、より一層の経営の健全性維持と適切な収益確保に努めてまいります。

### 信用リスク

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、貸出金の延滞や返済不能により発生する信用リスクと、市場価格の変動に伴い、債券、株式等の価格が下落し、損失を被ることによって発生するリスクの2つに分けて管理しており、具体的には、貸出金が不良債権化しないように与信業務の基本的な理念、手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定するとともに、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらに与信集中によるリスク抑制のため、大口与信先の管理等、さまざまな角度からの分析を行っております。(右記、「貸出金運営方針」もご参照ください。)

また、有価証券については、市場取引において回収不能に陥らないよう格付とクレジット情報をモニタリングし、管理しております。

### 市場リスク

市場リスクとは、一般に市場価格の変動によって損失を被るリスクをいいます。

代表的なものとして、市場の金利変動により運用と調達の間利が縮小又は逆転することをいう金利リスク、市場価格の変動によって保有資産の価値が減少する価格変動リスク、為替相場の変動により資産や負債に影響を及ぼす為替リスクがあります。

当金庫では、ALM委員会を設置し、経済情勢、金利動向等に基づいて運用と調達の方針を策定し、各リスクを定期的に評価・計測しながら市場リスクを管理しております。

### 流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い預金金利での調達を余儀なくされる資金繰りリスクと市場において通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる等の市場流動性リスクのことをいいます。

当金庫では、資金の流動性を安定的に確保していくために、支払準備資産を市場性の高い国債等の債券を中心に運用しているほか、信用金庫業界のバックアップ役を担っている信金中央金庫へ資金を預け入れること等を通じて、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しております。

### オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、当金庫の業務の過程で、役職員等の活動又はシステムが不適切であること若しくは機能しないこと並びに外生的事象により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、オペレーショナルリスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」、「その他の各リスクを含む幅広いリスク」として、これらが発生することにより当金庫に生じるリスクと定義しております。

それぞれのリスクの主管部署を明確にし、主管部のリスク管理報告に基づきリスク管理統括部署の下で、ALM委員会等において未然防止対策・発生時の対応方針等を協議・検討しながら管理しております。

## 貸出金運営方針

### 貸出金運営についての考え方

当金庫は協同組織の原点である相互扶助の精神の下、地域社会の繁栄を目標にFace to Faceの活動により信用金庫業務の公的使命を貸出業務を通じて実践しています。

中小企業や個人事業者の皆様には地域金融機関として幅広いニーズに的確に対応できるように無担保・無保証商品をはじめとして各種制度融資等融資商品の充実を図り、迅速なサービスに努めています。

個別の融資に際しましては、地域に密着した渉外活動を通じ、地元で育んだ活かした情報の収集に努め、お客様の信用状態や事業計画などを十分に検討するとともに、企業の事業内容や成長可能性・持続可能性を適切に評価することで必要以上に担保・保証に依存しない円滑な資金供給に努めています。

総合的な運用では、ポートフォリオ管理手法を行い、特定の業種や特定のお客様に偏ることがないように努め、リスク分散を図り貸出債権の健全性の向上を心がけています。

今後とも地元金融機関としての使命に基づき、基本方針の一層の具現化を目指し、事業資金、住宅ローン等豊富な金融商品を取り揃え、お客様の多様化する資金ニーズにきめ細かくお応えしてまいりたいと考えております。

### 審査体制

与信審査につきましては、資産の健全化を図るため、審査基準、決裁権限、担保基準、融資先格付基準等に基づき、事業内容、財務内容のほか、将来性や資金使途・計画の妥当性及び採算性、債権保全等を総合的に勘案した上で、基本に忠実な審査を行っています。

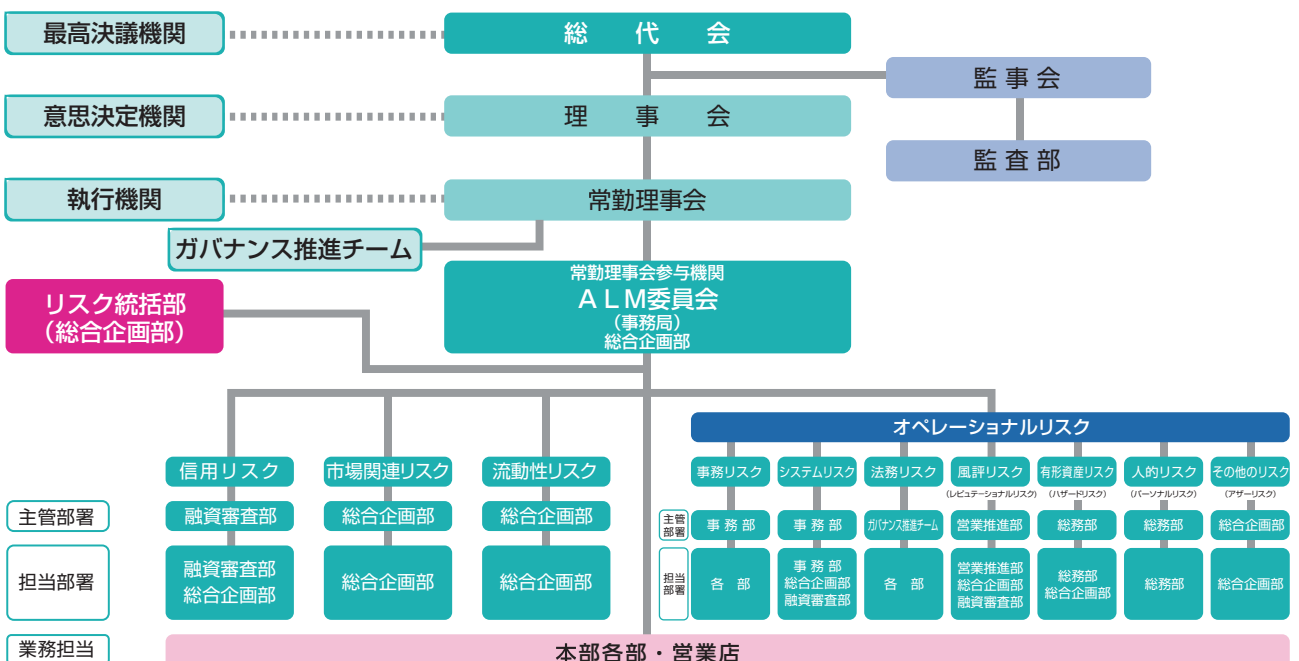
また、体制面では、融資審査課、融資管理課からなる融資審査部を組織し、きめ細かな審査・管理体制を築き、信用リスクの適正な把握に努めています。

さらに研修体制では、若手・中堅職員に対して集合研修や外部派遣研修を実施し、融資業務に関する審査能力の向上を図り、営業現場における1次審査能力の向上に努めています。

### 貸出金資産査定(自己査定)の取組

当金庫では、貸出金の自己査定を資産の健全化の観点から厳正に実施しています。また、自己査定の最終的な目的は、分類債権の算出だけにあるのではなく、お客様の実態把握を通じてお客様と一体となり、適切な対応を行い、資産の健全性の向上を図ることが重要であると認識し、取り組んでおります。

## リスク管理に関する体系図



## 統合的リスク管理態勢

### <統合的なリスク管理における当金庫のリスク量算出方法>

#### 1. 信用リスク

デフォルト率(倒産確率)の高低とデフォルト時損失率(非保全率)の大小(分布状況)を信用リスク量に反映させるため、債権額から担保、保証を控除した非保全額をもとに、信頼水準99%、保有期間1年のVaR(バリュー・アット・リスク)としてモンテカルロシミュレーション法による計算シミュレーションを10万回行い、リスク量を算出しています。

#### 2. 市場リスク

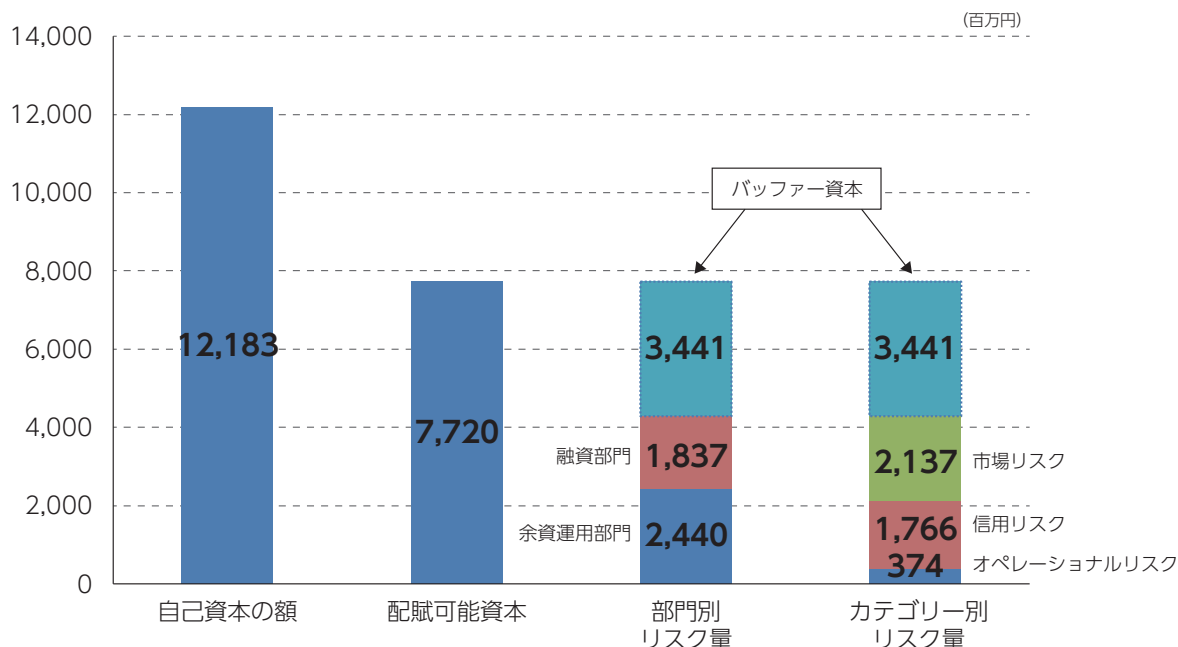
信頼水準99%、保有期間6ヵ月、観測期間240営業日のVaRとして分散共分散法によりリスク量を算出しております。

なお、当金庫では、算出したリスク量と実際の評価損益を比較するバックテストを実施し、算出に使用したモデルの妥当性を確認しております。実際の評価損がVaRを超過した回数が、モデルに問題ないと認められる回数以上発生した場合には、超過回数に応じたマルチプリケーションファクターによる掛目を乗じて、リスク量を補正しております。

#### 3. オペレーショナルリスク

パーゼルⅢにおける基礎的手法を採用しています。この手法により、毎年の業務粗利益の15%の過去3年間の平均値として算出しております。

## リスク資本の状況と資本配賦



### ●2022年3月期

(単位:百万円)

【リスクアセット】(A)	111,566
【自己資本の額】(B)	12,183
所要自己資本額(国内基準4%) (C)=(A)×4%	4,463
配賦可能資本(D)=(B)-(C)	7,720
【計測総リスク量】(E)	4,278
●市場リスク	2,137
●信用リスク	1,766
●オペレーショナルリスク	374
【バッファー資本】(F)=(D)-(E)	3,441

当金庫の自己資本の額から国内基準で定められているリスクアセット(A)の4%相当額(C)を差し引いた配賦可能な資本(D)は、7,720百万円となっており、国内基準における所要自己資本額を十分に確保できる状況となっております。

また、当金庫の統合的なリスク量(E)は4,278百万円であり、想定するリスクがすべて顕在化した場合においても3,441百万円の余裕資本(バッファー資本(F)[配賦可能資本(D)-計測総リスク量(E)])を確保しております。

なお、当金庫では配賦可能な資本にアラームポイントを設定し、予兆管理を行っております。

## バーゼルⅢ ー第2の柱ー

当金庫では、バーゼルⅢの第2の柱である「銀行勘定の金利リスク」及び「信用集中リスク」を補足するにあたり、バーゼルⅢの指針に基づくストレステストを実施し、算出されたリスク量について厳格な管理を行っております。各リスクにおけるストレステストは次のとおりです。

### 銀行勘定の金利リスク

●2022年3月期

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,532	6,526	159	0
2	下方パラレルシフト	0	0	28	12
3	スティープ化	5,315	4,959		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,532	6,526	159	12
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	12,183		11,957	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

### 信用集中リスク

バーゼルⅢの第2の柱で定義されている信用集中リスクは、大口与信先のうち、要管理先以下(要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)に対する債権の非保全額(引当金を除く)の一定額が損失となった場合に現状の自己資本比率に与える影響を計ることが求められています。

当金庫では大口与信先の上位20先のうち要管理先以下に占める非保全額(表債から確実な担保保証、個別貸倒引当金を除いた額)を自己資本の額と対比し、リスクの度合いを測定しております。

この結果、該当する非保全額はございませんので、信用集中リスクが顕在化した場合においても2022年3月期の自己資本比率は変わらず10.92%であり、経営の継続に与える影響はありません。

### 業種集中リスク

当該リスクにつきましては、地域産業の均衡ある発展を念頭に特定業種に与信額が偏ることのないよう、総与信額に占める個々の業種別貸出残高の割合を管理しております。



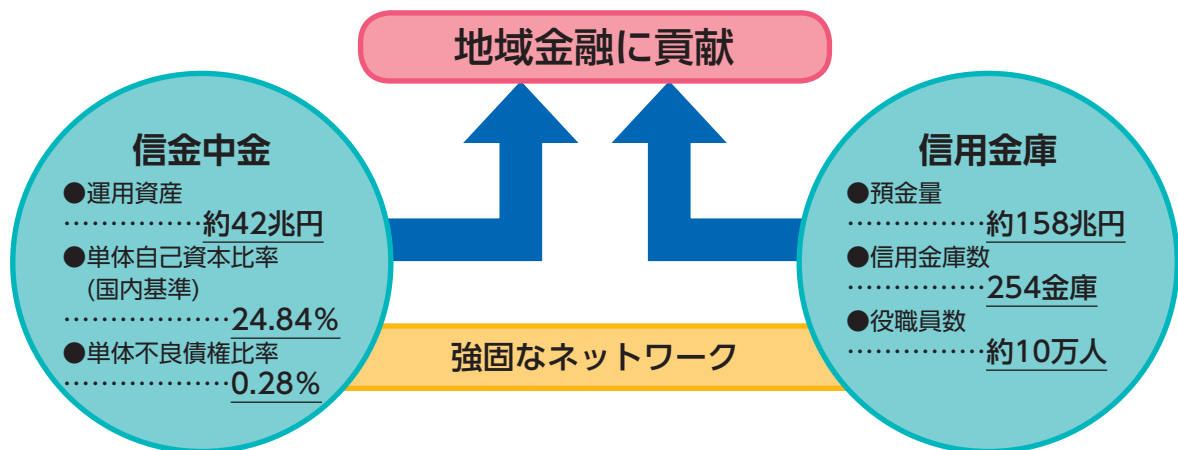
# 信金中央金庫 ~信用金庫のセントラルバンク~

SCB Shinkin Central Bank

信金中央金庫(信金中金)は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2022年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて**約34兆円**にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



上記計数は、2022年3月末現在

上記計数は、2022年3月末現在

信用金庫の業務にかかるサポート	信用金庫の経営にかかるサポート	信用金庫業界の資金運用
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業のビジネスマッチング</li> <li>● 信用金庫顧客の海外進出支援</li> <li>● 個人の資産形成や相続にかかる業務の支援</li> <li>● 地域創生やフィンテックの活用など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 信用金庫向け金融商品の提供</li> <li>● 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート</li> <li>● 信用金庫の業務効率化・経費削減</li> <li>● 信用金庫の経営分析、経営相談など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 信用金庫から預け入れた預金や金融債を発行して調達した資金を国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用</li> </ul>

**総合力で地域金融をバックアップ**

**邦銀トップクラスの格付**

**信金中金グループ**

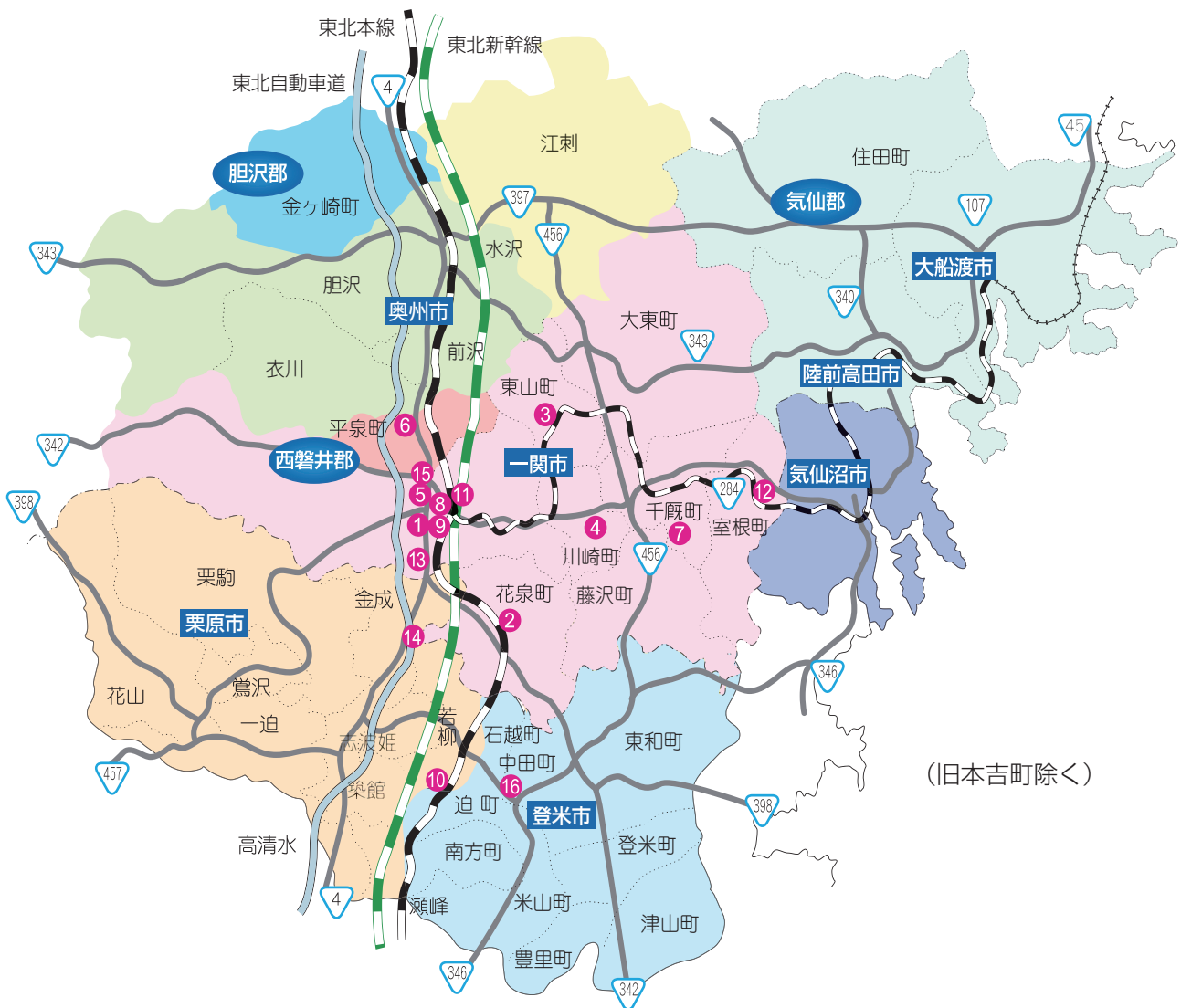
証券業務	金融関連業務	その他業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>しんきん証券(株)</li> <li>信金インターナショナル(株)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信金シンガポール(株)</li> <li>信金ギャランティ(株)</li> <li>マネジメント投信(株)</li> <li>しんきんアセット</li> <li>信金キャピタル(株)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク創生</li> <li>しんきん地域創生</li> <li>(株)しんきん情報システムセンター</li> <li>信金中金ビジネス(株)</li> </ul>

格付機関	長期格付
ムーディーズ (Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

2022年3月末現在

# 営業店・ATMのご案内

## 当金庫営業区域略図



## 営業店のご案内

**① 本店**  
 〒021-0024  
 岩手県一関市幸町5番5号  
 tel.0191-34-5522



**② 花泉支店**  
 〒029-3101  
 岩手県一関市花泉町花泉字袋5番7号  
 tel.0191-82-2440



**③ 東山支店**  
 〒029-0302  
 岩手県一関市東山町長坂字町219番地  
 tel.0191-47-3535



**④ 川崎支店**  
 〒029-0202  
 岩手県一関市川崎町薄衣字法道地21番地8  
 tel.0191-43-2266



**5 山目支店**

〒021-0007  
岩手県一関市上日照6番20号  
tel.0191-23-2480



**6 平泉支店**

〒029-4102  
岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山  
135番地1  
tel.0191-46-2305



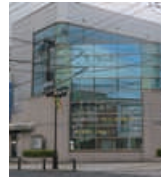
**7 千厩支店**

〒029-0803  
岩手県一関市千厩町千厩字館山11番地1  
tel.0191-53-2461



**8 地主町支店 休**

〒021-0893  
岩手県一関市地主町1番26号  
tel.0191-23-5211



**9 駅前支店**

〒021-0883  
岩手県一関市新大町5番地  
tel.0191-26-2022



**10 若柳支店**

〒989-5502  
宮城県栗原市若柳字川南南大通25番地2  
tel.0228-32-5421



**11 三関支店**

〒021-0821  
岩手県一関市三関字神田168番地1  
tel.0191-23-3111



**12 室根支店 休**

〒029-1201  
岩手県一関市室根町折壁二丁目27番地の1  
tel.0191-64-2255



**13 萩荘支店 休**

〒021-0902  
岩手県一関市萩荘字高梨東1番地5  
tel.0191-24-4311



**14 金成支店 休**

〒989-5171  
宮城県栗原市金成沢辺新往還下9番地  
tel.0228-42-2833



**15 一関インター支店**

〒021-0055  
岩手県一関市山目字泥田52番地1  
tel.0191-33-1616



**16 登米支店 休**

〒987-0601  
宮城県登米市中田町石森字加賀野3丁目3番18号  
tel.0220-34-3906



休 平日昼時間窓口休業店舗(11:30~12:30の間、窓口を休業いたします。)

※年金支給日(偶数月の15日、15日が土・日・祝日の場合は前営業日)は、8:45から窓口を営業いたします。

## ATMのご案内

### 店内ATM

(2022年7月1日現在)

設置店舗	平日	土日祝日	取引(※)
本店	7:00 ~ 22:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
花泉支店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
東山支店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
川崎支店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
山目支店	7:00 ~ 22:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
平泉支店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
千厩支店	7:00 ~ 22:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
地主町支店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
駅前支店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
若柳支店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
三関支店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
室根支店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
萩荘支店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
金成支店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 再
一関インター支店	7:00 ~ 22:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再
登米支店	7:00 ~ 22:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 手 返 八 繰 生 再



## 店外ATM

設置店舗	平日	土日祝日	取引(※)
一関市役所	8:00 ~ 18:00	—	入 出 振 取 返 八 繰 生 再
イオンスーパーセンター 一関店	8:00 ~ 22:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 取 返 八 繰 生 再
ビッグハウス一関店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 取 返 八 繰 生 再
磐井病院	8:00 ~ 19:00	8:00 ~ 19:00	入 出 振 取 返 八 繰 生 再
イオン一関店	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 取 返 八 繰 生 再
マイヤ花泉店	7:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	入 出 振 取 返 八 繰 生
中尊寺	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	入 出 振 取 返 生
ヨークベニマル若柳店	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 20:00	入 出 振 取 返 八 生
ザ・ビッグ金成店	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 20:00	入 出 振 取 返 八 生

<b>入</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫の通帳またはキャッシュカードでのお預け入れ</li> <li>全国の信用金庫のキャッシュカードでのお預け入れ</li> <li>第二地方銀行、信用組合、労働金庫及びゆうちょ銀行のキャッシュカードでのお預け入れ</li> </ul>
<b>出</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫のキャッシュカードでのお引き出し</li> <li>全国の信用金庫のキャッシュカードでのお引き出し</li> <li>ゆうちょ銀行、他金融機関のキャッシュカードでのお引き出し</li> </ul>
<b>振</b>	現金またはキャッシュカードでのお振り込み・お振り替え
<b>取</b>	提携クレジットカードなどでのキャッシング(カードローン)または契約者貸付
<b>返</b>	提携クレジットカードなどでのご返済
<b>八</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンドセット (ハンドセットとは、電話型配列テンキー付きの受話器で目のご不自由なお客さまや高齢のお客さまがご利用されやすいように、音声で操作手順をご案内します。)</li> </ul>
<b>繰</b>	当金庫の普通預金、総合口座及び定期預金の通帳の繰り越しを自動で行います。
<b>生</b>	生体認証登録済ICキャッシュカード取扱い可能
<b>再</b>	ICキャッシュカード磁気情報修復機能

※当金庫以外のキャッシュカードは、時間帯によってご利用になれない場合がございます。

※ご利用になれない金融機関もございます。お取引のある金融機関にご確認ください。

※ご利用される時間帯によってATM利用手数料が掛かります。

### ●ATMご利用時間・手数料(当金庫のATMをご利用の場合)

		平日		土曜日		日曜・祝日	
		7:00	19:00 ~ 22:00	8:00	15:00 ~ 21:00	8:00	15:00 ~ 21:00
当金庫カード	お引き出し お振り込み	無料	110円	無料	110円	無料	110円
	お預け入れ	無料		無料		無料	
他信金カード	お引き出し お振り込み	110円	無料	110円	110円	110円	
	お預け入れ	110円		110円		110円	
銀行カード	お引き出し お振り込み	220円	110円	220円	110円	220円	
	お預け入れ	220円		220円		220円	
クレジット ・提携カード	お引き出し ご返済	無料	110円	無料	110円	110円	

※1月1日~3日、5月3日~5日及び12月31日は、上記と異なります。

※振替休日は、祝日と同様にご利用いただけます。

※15時以降にお預け入れされた場合、当日の預金口座振替が引落しとならない場合がございます。

※共同出張所(ジョイフルタウン平泉)でご利用の場合、幹事行での手数料が掛かります。

※銀行カードでのお預け入れは一部の第二地方銀行、信用組合、労働金庫発行のカードがご利用いただけます。

※当金庫以外のカードではご利用時間が異なります。詳しくはカード発行先へお問い合わせください。

### ●当金庫のキャッシュカードを当金庫のATMでご利用される場合、1日あたり一口座ご利用限度額は次のとおりです。

①お引き出し 100万円(1回あたり50万円)

※「キャッシュカード手交型詐欺」などの特殊詐欺被害を防止するため、80歳以上のお客さまは、カードでのお引き出しを1日あたり20万円に引き下げさせていただいております。

※ICキャッシュカードに生体認証登録をした場合は、500万円まで限度額を引き上げることができます。

②お振り込み 100万円

※「振り込め詐欺」などによる被害を防止するため、70歳以上かつ過去3年以上、カードでのお取引がないお客さまは、カードでのお振り込みを停止させていただいております。

# 主な取扱商品等のご案内

(2022年7月1日現在)

## 預金積金等

預金名	特色(内容)
当座預金	会社、商店のお取引に安全な手形・小切手をご利用になれます。
決済用普通預金(無利息型)	預金保険制度で全額保護される出し入れ自由の預金です。
普通預金	自由に出し入れができ、給与・年金のお受け取り、公共料金の自動支払いをはじめ「しんきんネットキャッシュサービス」「全国キャッシュサービス」がご利用いただけます。
総合口座	1冊の通帳に普通預金、定期預金がセットされています。必要な時には定期預金の90%、最高500万円まで自動的にご融資がご利用いただけます。
貯蓄預金	個人の方限定の貯蓄性預金で、残高に応じて金利が段階的に高くなります。自由に出し入れできますが、給与・年金等の自動受取や自動支払口座としてはご利用になれません。
通知預金	まとまったお金の短期の運用に最適です。
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく非課税の預金です。
変動金利定期預金	自由金利型定期預金の金利で半年ごとに変動し、金利動向にマッチした運用ができます。
定期預金	将来のプランにあわせ、毎月決まった金額をお積み立ていただけます。一回の掛金は1,000円以上、1,000円単位で、期間は6か月～5年の間で自由に決められます。
すこやか積金	少子化対策及び地域貢献・社会貢献の一環として、満18歳以下のお子様を扶養している個人の方を対象とする商品で、子育て世代を応援します。(契約名義はお子様名義とします。)期間は3年～5年の間で、適用金利は、店頭表示金利に上乗せいたします。
財形預金	勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。給料・ボーナスからの天引き積立ですからムリなく貯められます。一般財形のほか、豊かな老後を築くための財形年金、住宅の取得や増改築のために財形住宅がお選びいただけます。(財形住宅・財形年金を合算して元金550万円までお利息が非課税となります)
スーパー定期預金(自由金利型定期預金S・M型)	1千万円未満の自由金利預金です。期間は1か月～5年の間で、3年以上のものには利息が半年複利で計算される複利型がございます。
大口定期預金(自由金利型定期預金)	1千万円以上のまとまった資金の運用として1か月～5年以内の期間が自由に選べる預金です。
譲渡性預金(NCD)	まとまった資金を短期間運用できる預金です。満期日以前に譲渡もできます。
期日指定定期預金	1年複利で最長3年までお預け入れできます。1年の据置期間が過ぎれば、お引き出しも自由です。
積立定期預金	目的に合わせ、いつでもお好きな金額をお積み立てできます。

## 国債窓口販売

国債名	特色(内容)
新型窓口販売方式国債	固定金利型で、期間は2年・5年・10年の3タイプ。半年ごとに利子が受け取れます。
個人向け国債	半年ごとに利率が変わる「変動10年」、満期まで利率が変わらない「固定3年」、「固定5年」の3タイプ。半年ごとに利子が受け取れます。

## 投資信託窓口販売

特色(内容)
元本保証はなく元本割れのリスクもある反面、運用状況によっては収益分配金が受け取り、売却益も期待できる商品です。

## 信託契約代理業務

特色(内容)
しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱いを行っています。

## 年金商品等

預金名	特色(内容)
個人型確定拠出年金(iDeCo)	公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金です。
国民年金基金	国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金です。

## 保険窓口販売

個人年金保険 フコクしんらい定期年金 しんきんらいふ年金FS	個人年金保険 住友生命の定期年金 「たのみなま」「たのみまぐく定期プラン」 しんきんらいふ年金S	終身保険 住友生命の終身保険「ふるはーと」 ふるはーとF 定期保険タイプ	終身保険 住友生命の終身保険「ふるはーと」 しんきんらいふ年金S
終身保険 フコクしんらい終身保険 しんきんらいふ年金FS	定期保険 八幡キティ 定期保険	医療保険 八幡キティ 医療保険	医療保険 EVER Prime
がん保険 生きるための がん保険 Days1	就労所得保障保険 病気やケガで働けなくなったときの 給与 サポート保険	学資保険 住友生命の定期年金 「たのみなま」「たのみまぐく定期プラン」 しんきんらいふ年金S	住宅ローン関連の 長期火災保険 THE 住まいの 保険
標準傷害保険	業務災害総合保険	マネジメントリスクソリューション	

## 融 資(ローン)

### ●個人ローン

ローンの名称	特色(内容)	最高限度額	最長期間
しんきんの住宅ローン 「楽しいわが家」	変動金利、固定金利が選択でき、住宅の新築・増改築、住宅用地等の購入資金、他行の住宅ローン借換資金等にご利用いただけます。	10,000万円	35年
大黒柱	幅広い住宅資金に対応できる商品です。	3,000万円	30年
大黒柱ワイド	当金庫のローンプラザで取り扱っている幅広い住宅資金に対応できる商品です。	3,500万円	35年
無担保住宅ローン	無担保で住宅の新築・増改築、住宅用地等の購入資金、他行の住宅ローン借換資金にご利用いただけます。	1,500万円	20年
リフォームプラン	住宅のリフォーム資金及び他行の住宅ローンの借換にもご利用いただけます。	1,000万円	15年
いちしん「フラット35」	住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)を活用し、保証人も必要なく、独自の基準で住宅の質を確保している長期固定金利型の住宅ローンです。	8,000万円	35年
しんきんの教育ローン 「文武両道」	心身の健康と文武両道を目指す青少年を応援する資金です。受験・入学に必要な資金から就学中の費用(部活動、生活資金等)、アルバイト費用等の資金にご利用いただけます。	300万円	8年 在学中据置可
教育プラン	入学金、授業料等の学校納付金及び教育に必要な資金にご利用いただけます。また、教育資金として借り入れたローン等の借換にもご利用いただけます。WEB完結でご利用いただけます。	1,000万円	16年 在学中据置可
新教育カードローン	教育資金を一定限度額の範囲内でATMを通じてお借入れでき、子弟等のご卒業後に当座貸越契約のままご返済を行う、全期間当座貸越型のカードローンです。WEB完結でご利用いただけます。	500万円	14年9か月 在学中据置可
カーライフプラン	自家用自動車購入資金、車庫の新築・改修工事費、免許取得費用、車検・修理費用、自動車保険料、パーツ・オプションの購入取付等の資金にご利用いただけます。WEB完結でご利用いただけます。	1,000万円	10年
いちしんフリーローン 「ファースト1(ワン)」 「バックアップ」	お客さまの計画的で様々なお使いみちを応援します。お申し込み手続きも簡単、スピーディーな回答でタイムリーにご利用いただけます。WEB完結でご利用いただけます。	500万円	10年
一般個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金として、ご利用いただけます。WEB完結でご利用いただけます。	500万円	10年
一信多助	借入金の借換、整理資金等にご利用いただけます。毎日の安定した生活が送れるように支援させていただきます。	1,000万円	10年
栗原市のぞみローン	宮城県栗原市と当金庫が提携し、同市に住所を有する方を対象に、多重債務の整理等に要する資金にご利用いただけます。	1,000万円	10年
カードローン しんきんきゃっする900	主婦、パート、アルバイトの方もご利用いただける、お使いみち自由なカードローンです。パソコン、スマートフォン等から簡単にお申込みいただけます。WEB完結でご利用いただけます。	900万円	5年ごとの 自動更新
子育て応援ローン	小学校入学前のお子様を養育する親権者に、必要な養育資金をご利用いただき、お子様の健全な育成を支援いたします。	100万円	10年

### ●事業資金

ローンの名称	特色(内容)	最高限度額	最長期間
事業者カードローン	経営に必要な資金に何回でもご利用できる便利なカードローンです。(信用保証協会の保証を受けられる方)	2,000万円	2年
融資専用型当座貸越	当金庫が事業性を評価する中小企業者(一般法人)の方に円滑な資金繰りを応援します。	30,000万円	1年
いちしん商工ローン	事業に積極的に取り組んでいる中小企業者(法人事業者・個人事業者)の方に円滑な資金繰りを応援します。(原則無担保・第三者保証人不要)	2,000万円	手形貸付… 1年 証書貸付… 7年
農業サポートローン	営農(運転・設備)等、農業関連資金のニーズをサポートし、あすの農業を支える担い手を応援します。	1,000万円 (運転資金500万円 設備1,000万円) ※認定農業者 は3,000万円	運転資金 5年 設備資金10年

# 各種手数料のご案内

(2022年7月1日現在)

## 為替手数料

### ●振込手数料(1件につき)

振込の種類	金額の区分	当金庫あて		他行あて	
		同一店内	他店あて		
窓口扱い(総合振込を含みます。)、文書扱い	3万円未満	330円	330円	600円	
	3万円以上	550円	550円	770円	
視覚障がいのある方の窓口振込 ※1	3万円未満	無料	110円	440円	
	3万円以上	無料	330円	660円	
為替自動振込	3万円未満	330円	330円	600円	
	3万円以上	550円	550円	770円	
ATM振込	当金庫カード	3万円未満	無料	380円	
		3万円以上	無料	550円	
	他行カード	3万円未満	220円	220円	490円
		3万円以上	440円	440円	660円
	現金	3万円未満	220円	220円	490円
		3万円以上	440円	440円	660円
インターネットバンキング/ファームバンキング/ ホームバンキング	3万円未満	無料	110円	380円	
	3万円以上	無料	330円	550円	

※ATM振込は、他金融機関カードをご利用の場合ATM利用手数料が加算されます。  
※1 振込依頼人が身体障がい者手帳を持参の本人名義のお振り込みに限ります。

### ●代金取立手数料(1通につき)

代金取立の種類	普通扱い	個別または至急扱い
同地内(当所)	220円	—
上記以外(他所)	440円	—
当金庫本支店あて	440円	—
他行庫あて	660円	1,100円

※同地内とは、同一手形交換所加盟金融機関の範囲とします。  
※当金庫同一店内あての代金取立は無料です。  
※同地内の当金庫他店間における小切手取立入金は無料です。  
※岩手県内にある金融機関本支店で発行された「預手プラン」に係る小切手の代金取立は無料です。

### ●その他諸手数料

種類	内容	手数料
他行庫あて送金手数料	1件あたり	660円
送金・振込組戻料	1件あたり	660円
振込訂正手数料	1件あたり	550円
不渡手形返却料	1件あたり	660円
取立手形組戻料	1件あたり	660円
取立手形店頭呈示料	1件あたり	660円

※ただし、上表にかかげる種類以外により660円を超える実費を要する場合にはその実費を申し受けます。

## 預金関連手数料

### ●ダイレクトバンキングサービス手数料

種類	内容	月額基本料	
個人インターネットバンキング(個人IB)	1契約あたり	無料	
法人インターネットバンキング(法人IB)	シンプルタイプ(オンラインサービス+収納サービス)	1契約あたり	1,100円
	スタンダードタイプ(すべてのサービスを利用)	1契約あたり	2,200円
画像認証カード・お客様カード再発行手数料	1枚あたり	1,100円	
アンサーサービス(ANSER)	1口座あたり	1,100円	
ホームバンキングサービス(HB) ※要アンサーサービス契約	1口座あたり	無料	
ファームバンキング(FB)	1口座あたり	3,300円	

※法人IBは1店舗につき1契約となります。

### ●両替手数料

#### 窓口での両替

両替枚数(1日に両替する紙幣・硬貨の合計枚数)	手数料
100枚以下	無料
101枚~500枚	330円
501枚~1,000枚	550円
1,001枚~2,000枚	880円
以降1,000枚ごと	330円加算

※給与・賞与資金の払戻しは対象外です。また、1万円札は枚数に含まれません。  
※両替枚数は、紙幣・硬貨の合計枚数が両替前または両替後のいずれが多い方の枚数とさせていただきます。

#### 両替機での両替

両替枚数(1日に両替する紙幣・硬貨の合計枚数)	手数料
1枚~1,000枚	200円
1,001枚~1,500枚	300円

※給与・賞与資金の払戻しは対象外です。また、1万円札は枚数に含まれません。  
※両替機のカードリーダーに当金庫キャッシュカードを読み込ませることにより、お1人様1日1回100枚まで無料となります。  
※同日に複数回の両替をご依頼された場合は、その合計枚数に応じた手数料を申し受けます。

### ●大量硬貨入金手数料

硬貨枚数(1日に両替する硬貨の合計枚数)	手数料
300枚以下	無料
301枚~500枚	330円
501枚~1,000枚	550円
1,001枚~2,000枚	880円
以降1,000枚ごと	330円加算

※預金・積金のご入金、お振り込み、税金・各種利用料金等の納付が対象です。  
※舞金、寄付金及び義援金のお振り込みは含まれません。

### ●その他諸手数料

種類	内容	手数料
当座小切手用紙代	1冊(50枚綴)あたり	660円
約束手形用紙代	1冊(20枚綴)あたり	440円
為替手形用紙代	1冊(25枚綴)あたり	550円
専用約束手形口座開設料	1口座あたり	3,300円
専用約束手形用紙代	1枚あたり	550円
自己宛小切手発行手数料(「預手プラン」に係る発行は無料)	1枚あたり	550円
通帳または証書再発行手数料	1冊または1枚あたり	1,100円
キャッシュカード・カードローン等カード再発行手数料	1枚あたり	1,100円
残高証明書発行手数料(継続発行分)	窓口発行 1通あたり	220円
	郵送扱い 1通あたり	660円
残高証明書発行手数料(都度発行分)	1通あたり	440円
残高証明書発行手数料(制定外残高証明書発行分)	1通あたり	1,100円
預金取引明細表発行手数料	1枚あたり	110円
取引証明発行手数料	1件(照会件数)あたり	110円
(国・地方公共団体等からの取引照会に関するもの)	1枚(証明書類)あたり	22円
ICキャッシュカード生体情報(指静脈)登録手数料	1枚あたり	1,100円
口座振替手数料	請求1件あたり	110円
未利用口座管理手数料(※)	1口座あたり/年間	1,320円

※2022年4月1日以降に開設された普通預金口座(総合口座も含みます。)及び貯蓄預金口座とし、最後のお取引から2年以上、一度もお取引がない口座が対象です。ただし、該当口座の残高が1万円以上の場合や借入・定期性預金等のお取引がある場合を除きます。

### ●しんきん電子記録債権サービス手数料

種 類		インターネットをご利用の場合	窓口をご利用の場合	
契約料		無 料	—	
月額基本料	サービス基本料	2,200円	—	
	法人IB(シンプルタイプ)をご契約の場合 法人IB(スタンダードタイプ)をご契約の場合	1,100円 無 料	— —	
発生記録(予約含む)	債務者請求方式	当金庫あて	660円(*)	
		他行あて	880円(*)	
	債権者請求方式	当金庫あて	660円(*)	
		他行あて	880円(*)	
譲渡記録(予約含む)	当金庫あて	110円	440円(*)	
	他行あて	110円	440円(*)	
分割(譲渡)記録(予約含む)	当金庫あて	220円	550円(*)	
	他行あて	220円	550円(*)	
従量料金	開示	通常開示	無 料	
		特例開示	—	
	残高証明書発行(都度発行)	—	4,400円	
	残高証明書発行(定例発行)	—	2,200円	
	保証記録	110円	440円(*)	
	変更記録	オンライン 書面	110円 —	440円(*) 2,200円
	支払等記録(口座間送金決済以外) 支払不能情報照会 承諾等 口座間送金決済	— — 無 料 無 料	110円 — — —	440円(*) 3,300円 550円(*) —

(\*)システム障害時、当金庫が認めた場合に限っての随時受付となります。

### 融資関連手数料

●住宅ローン取扱手数料…住宅ローンご融資に伴い、取扱手数料として下記の手数をいただきます。

種 類	手数料	内 容
住宅ローン(有担保)取扱手数料	33,000円	不動産担保取扱手数料を含みます。
全国保証付住宅ローン取扱手数料	5,500円	別途全国保証(株)への取扱手数料が必要となります。
当金庫住宅ローン(大黒柱ワイド)	お借入金額	3,000万円未満 3,000万円以上 住宅関連外資金をご利用の場合
	1,000万円未満 2,000万円未満 33,000円 66,000円	132,000円 198,000円 198,000円
いちしん「フラット35」	融資額の1.65%	住宅金融支援機構証券化支援事業(買取型)。

●不動産担保取扱手数料…ご融資に伴い、抵当権または根抵当権を新規設定(変更を含む)する場合は、取扱手数料として下記の手数をいただきます。

種 類	手数料	内 容
◎新規設定の場合		
担保権 10百万円未満	5,500円	手数料は担保権の金額により異なります。
担保権 10百万円以上1億円未満	11,000円	住宅ローンは除きます(住宅ローン取扱手数料をご覧下さい)。
担保権 1億円以上2億円未満	22,000円	登記簿謄本、公図、登記費用等は含まれません。別途実費負担となります。
担保権 2億円以上	33,000円	ます。
◎変更の場合		
住宅ローンの担保権の場合	5,500円	(根) 抵当権の変更は担保の一部解除、差替、追加、債務者の変更、極度額の変更、順位の変更等です。
住宅ローン以外の担保権の場合	11,000円	※変更の都度いただきます。
◎不動産担保調査手数料		
当金庫住宅ローン(大黒柱ワイド)	3,300円	※ただし、営業エリア外手数料(33,000円)が発生する場合には、本手数料はそれに含まれます。
当金庫の営業エリア外(遠隔地)にてご融資する場合	33,000円	※上記(新規設定の場合及び変更の場合)の不動産担保取扱手数料に追加されます。
◎債権譲渡担保取扱手数料(太陽光・風力発電設備設置に伴う)		
担保権500万円未満	22,000円	・手数料は担保権の金額により異なります。
担保権500万円以上	55,000円	・司法書士等への委託手数料は含まれません。
		※上記(新規設定の場合及び不動産担保調査手数料)の不動産担保取扱手数料に追加されます。

●証書貸付(住宅ローン含む)条件変更手数料…証書貸付の条件を変更する場合は、下記の手数をいただきます。

種 類	手数料	内 容
◎証書貸付条件変更手数料	5,500円	①最終期限を変更するもの。約定返済額を変更するもの。 ②債務者・保証人を変更するもの(死亡による変更を除きます)。 ③表面利率を引き下げずのもの(変動金利特約に基づくものを除きます)。 ④金利条件を変更するもの(固定金利⇄変動金利に変更するもの)。 (金利選択型契約の場合を除きます) ※変更の都度いただきます。

●線上償還手数料…ご融資金の返済について、原則線上償還は認められませんが、やむを得ない事由等で当金庫が認めた場合は、下記の手数をいただきます。

種 類	区 分	手数料	内 容
◎固定金利選択型住宅ローン	一部線上償還	22,000円	固定金利特約期間内の場合に限ります。
	全部線上償還	55,000円	
◎上記以外	一部・全部線上償還	3,300円	上記特約期間経過後も含まれます。

### ●その他諸手数料

種 類	手数料	種 類	手数料
○融資取引明細表発行手数料(一枚あたり)	110円	○債務保証取扱手数料(代理貸付を除く)	1,100円
○残高証明書(証明書1通につき)発行手数料	440円	○当座貸越(ABL専用型)担保管理手数料	年間5,500円
○制定外残高証明書発行手数料(証明書1通につき)	1,100円	○私募債引受手数料	発行額×0.25%×1.1
○融資証明書(証明書1通につき)発行手数料	5,500円		

この一覧表に記載した手数料には消費税等が含まれております。

# 資料編

<ul style="list-style-type: none"> <li>● バーゼルⅢ第3の柱に係る定性的開示事項 ……37           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己資本調達手段の概要</li> <li>● 自己資本の充実度に関する評価方法の概要</li> <li>● 信用リスクに関する事項</li> <li>● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要</li> <li>● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要</li> <li>● 証券化エクスポージャーに関する事項</li> <li>● オペレーショナル・リスクに関する事項</li> <li>● 銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</li> <li>● 金利リスクに関する事項</li> </ul> </li> <li>● 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項 ……40           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸借対照表</li> <li>● 損益計算書</li> <li>● 剰余金処分計算書</li> </ul> </li> <li>● 主要な業務の状況を示す指標 ……44           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務粗利益及び業務粗利益率</li> <li>● 業務純益</li> <li>● 資金運用収支の内訳</li> <li>● 利鞘</li> <li>● 利益率</li> <li>● 受取・支払利息の増減</li> </ul> </li> <li>● 預金に関する指標 ……44           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 預金積金及び譲渡性預金平均残高</li> <li>● 定期預金残高</li> </ul> </li> <li>● 貸出金等に関する指標 ……45           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸出金平均残高</li> <li>● 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高</li> <li>● 貸出金の担保別内訳</li> <li>● 債務保証見返の担保別内訳</li> <li>● 貸出金使途別残高</li> <li>● 預貸率</li> <li>● 貸出金業種別内訳</li> </ul> </li> <li>● 有価証券に関する指標 ……46           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 商品有価証券の種類別の平均残高</li> <li>● 有価証券の種類別の残存期間別の残高及び種類別の平均残高</li> <li>● 預証率</li> </ul> </li> <li>● 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ……46           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況</li> </ul> </li> <li>● 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ……47           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券</li> <li>● 金銭の信託</li> <li>● 規則第102条第1項第5号に掲げる取引</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……48           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸倒引当金内訳</li> </ul> </li> <li>● 貸出金償却の額 ……48           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸出金償却</li> </ul> </li> <li>● 自己資本の充実の状況 ……49           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己資本の構成に関する開示事項(単体)</li> <li>● 自己資本の充実度に関する事項(単体)</li> <li>● 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)(単体)</li> <li>● 信用リスク削減手法に関する事項(単体)</li> <li>● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(単体)</li> <li>● 証券化エクスポージャーに関する事項(単体)</li> <li>● 出資等エクスポージャーに関する事項(単体)</li> <li>● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項(単体)</li> </ul> </li> </ul>
--	--

## バーゼルⅢ第3の柱に係る定性的開示事項

### 自己資本調達手段の概要

自己資本は、お客様からお預かりする出資金により調達しております。当金庫の自己資本は、出資金、特別積立金(内部留保額)、利益準備金(法定準備金)等から構成されており下記のとおりです。その他、資本調達手段の多様化に伴い、普通出資を補完するものとして優先出資が発行できるような定款変更を行い、平成21年6月の通常総代会において定款の一部変更の承認を得ております。

なお、優先出資の発行にあたっては内閣総理大臣の認可を得て行うこととなっております。

発行主体	一関信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	753百万円

### 信用金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

リスク資産に対する自己資本比率は10.92%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性と安全性を十分維持しております。さらに、潜在的な金利上昇リスク、信用リスクに対しても十分カバーできる資本力を有しております。

将来の自己資本の充実を図るため、収益性を高め、出資配当金以外の収益は内部留保にまわす方針を継続しており、リスク・バッファ(余裕資本)としての自己資本額を増強しております。

### 信用リスクに関する事項

#### ●リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、「信用リスク管理要領」のなかで与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では信用リスクを計測するため、自己査定による引当と潜在的信用リスクを過去の実績率(5年分のデータ)を元に算出した信用リスクを計量化して管理しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却および引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金について、破綻懸念先については、優良担保を除いた未保全額から、合理的に見積もられたキャッシュフローにより、回収可能な部分を除いた残額を引当金としております。実質破綻先、破綻先については優良担保を除いた未保全額全額を引当金としております。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。また、理事会、常勤理事会において、経営陣に報告する態勢を整備しております。

#### ●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当金庫は標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定には、適格格付機関の格付け(信用評価)区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用し、以下の4つの適格格付機関を採用しております。また、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク
- ・S & Pグローバル・レーティング
- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所

### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスク(取引先の倒産や財務状況の悪化等により受ける損失)を軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的措置と認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。

ただし、審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上でご契約頂くなど、適切な取扱いに努めております。

なお、当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱及び適切な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。その際信用リスク削減手法の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当致します。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として、自金庫預金積金、保証として「しんきん保証基金保証」が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、「しんきん保証基金保証」は適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引は、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包している取引です。

当金庫では、有価証券関連取引についても、派生商品取引及び長期決済期間取引は、該当ありません。

なお、当金庫ではデリバティブ取引(金融派生商品取引)やオルタナティブ取引(代替的取引)を行う場合、内包するリスクを把握し投資の是非を判断しております。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

現在、当金庫では証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを含む。)は保有しておりません。保有する場合には、以下のリスク管理方針等で保有することとしております。

### ●リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引(再証券化取引を含む。以下本項において同じ。)を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを含む。以下本項において同じ。)については、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、余資運用有価証券等取得制限枠で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

### ●自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを余資運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、理事長の決済により最終決定することとしております。

また、余資運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行っております。

### ●信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

### ●証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

### ●信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引(信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません。

### ●証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格及びこれに準じるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)による評価を実施しております。

### ●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク ・ S & P グローバル・レーティング ・ 株式会社格付投資情報センター  
・ 株式会社日本格付研究所

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### ●リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを事務、システム、法務、人的、有形資産、風評、その他のリスクとし、発生することにより当金庫に生じる損失にかかるリスクと定義しております。それぞれのリスクの主管部署を明確にし、主管部のリスク管理報告に基づき理事会及び常勤理事会で未然防止対策、発生時の対応方針を協議し、指示を行い態勢整備を図っております。

### ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク計測には、基礎的手法を採用しております。

## 銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに当たるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券への出資が該当します。そのうち上場株式、上場優先出資証券に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(V a R)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて A L M 委員会、常勤理事会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様に、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫で定める「余資運用基準」に基づき、一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。



一方、非上場株式、政策投資株式等への投資については、当金庫で定める「余資運用基準」に基づき、適正な運用・管理を行っています。また、リスク管理の状況は、財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## 金利リスクに関する事項

### ●リスク管理の方針及び手続の概要

#### ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値(現在価値)や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク(価格変動リスク)との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しています。

#### ・リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標である $\Delta$ EVEを算出しており、リスク統括部である総合企画部がALM委員会に報告しております。 $\Delta$ EVEについては、自己資本の一定割合を超えないようアラームポイントを設けて管理しています。

#### ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準として、月次でIRRBBを計測しています。

#### ・ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明

$\Delta$ EVEが自己資本の一定割合を超過した場合は、ALM委員会にて協議のうえ、有価証券の売却等により金利リスクを削減する方針としております。

### ●金利リスクの算定手法の概要

- ・開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示する金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	考慮していません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなして、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	2022年3月末の $\Delta$ EVEは6,532百万円(前期末比+6百万円)、 $\Delta$ NIIは159百万円(前期末比+146百万円)となり、大きな変動はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫の $\Delta$ EVEは自己資本額の20%を超えておりますが、金利リスク顕在時においても自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

- ・当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示事項に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合的リスク管理において、金利リスクを市場リスクに内包するリスクとしてVaR(バリュアット・リスク)を用いて算定し、リスク資本配賦額との対比により管理しております。

VaRの算出にあたっては、保有期間6ヶ月、観測期間1年、信頼水準99.0%としております。

## 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

## 貸借対照表(単位：百万円)

科 目	2020年度 (2021年3月末)	2021年度 (2022年3月末)	科 目	2020年度 (2021年3月末)	2021年度 (2022年3月末)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
現金	2,534	3,127	預金積金	233,423	245,193
預け金	48,557	88,341	当座預金	829	910
買入金銭債権	177	141	普通預金	116,114	121,384
金銭の信託	-	-	貯蓄預金	1,342	1,360
有価証券	92,757	96,451	通知預金	48	39
国債	2,738	2,327	定期預金	104,202	111,043
地方債	23,192	17,389	定期積金	9,370	9,161
短期社債	-	-	その他の預金	1,515	1,294
社債	54,888	61,248	譲渡性預金	-	-
株式	26	31	借用金	-	30,000
その他の証券	11,911	15,453	借入金	-	30,000
貸出金	100,405	97,371	その他負債	187	252
割引手形	375	281	未決済為替借	42	41
手形貸付	4,403	3,826	未払費用	36	30
証書貸付	88,910	86,779	給付補てん備金	3	4
当座貸越	6,715	6,483	未払法人税等	57	99
その他資産	1,426	1,406	前受収益	18	15
未決済為替貸	21	26	払戻未済金	3	14
信金中金出資金	910	910	払戻未済持分	-	-
前払費用	-	-	その他の負債	25	46
未収収益	299	321	退職給付引当金	-	-
その他の資産	194	148	役員退職慰労引当金	48	60
有形固定資産	1,063	1,022	震災被害修繕引当金	-	5
建物	381	383	その他の引当金	42	35
土地	472	472	繰延税金負債	345	8
リース資産	-	-	債務保証	452	688
建設仮勘定	-	-	<b>負債の部合計</b>	<b>234,500</b>	<b>276,244</b>
その他の有形固定資産	209	166	<b>(純資産の部)</b>		
無形固定資産	56	50	出資金	741	753
ソフトウェア	40	35	普通出資金	741	753
リース資産	-	-	優先出資金	-	-
その他の無形固定資産	15	15	優先出資申込証拠金	-	-
前払年金費用	387	435	資本剰余金	-	-
繰延税金資産	-	-	資本準備金	-	-
債務保証見返	452	688	その他資本剰余金	-	-
貸倒引当金	△476	△572	利益剰余金	11,356	11,592
(うち一般貸倒引当金)	(△160)	(△177)	利益準備金	721	741
(うち個別貸倒引当金)	(△316)	(△394)	その他利益剰余金	10,634	10,850
その他の引当金	-	-	特別積立金	9,945	10,145
			当期末処分剰余金	689	704
			処分未済持分	△0	△0
<b>資産の部合計</b>	<b>247,341</b>	<b>288,465</b>	<b>会員勘定合計</b>	<b>12,097</b>	<b>12,345</b>
			その他有価証券評価差額金	743	△124
			評価・換算差額等合計	743	△124
			<b>純資産の部合計</b>	<b>12,840</b>	<b>12,221</b>
			<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>247,341</b>	<b>288,465</b>

## ●貸借対照表の注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 (2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価法)として移動平均法により算定、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産法により処理しております。  
 (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	34年～50年
その他	3年～20年

- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。  
 (5) 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
 (6) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
 なお、破綻先及び破綻懸念先並びに実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は470百万円あります。  
 (7) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により算出した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

ただし、当事業年度末においては、年金資産の見込額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した金額を超過しているため、当該超過額を「前払年金費用」として435百万円計上しており、退職給付引当金を計上していません。

- (8) 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円

②制度全体に占める当金庫の拠出割合(自令和3年3月1日至今令和3年3月31日)

0.0820%
---------

③補足説明  
 上記①の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円あります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であります。当金庫には、当事業年度の財務諸表上において、当該償却に充てられる特別掛金はありません。

- (9) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末まで発生していると認められる額を計上しております。  
 (10) 震災被害修繕引当金は、福島県沖地震により、被災した資産の修繕費用に備えるため、来期に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。  
 (11) 負債の部に計上した「その他の引当金」には、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を含めて表示しております。  
 (12) 役員取引等利益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等利益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業者から受取る受入手数料であり、送金、代金立立等の内為替業者にに基づくものです。  
 為替業者及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。  
 (13) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。  
 (14) 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	572百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として(6)に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。(債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し)は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	

- (15) 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 ー百万円  
 (16) 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 ー百万円  
 (17) 子会社等の株式又は出資金の総額 ー百万円  
 (18) 子会社等に対する金銭債権総額 ー百万円  
 (19) 子会社等に対する金銭債務総額 ー百万円  
 (20) 有形固定資産の減価償却累計額 2,648百万円  
 (21) 有形固定資産の圧縮仮帳額 83百万円

(22) 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	421百万円
危険債権額	1,045百万円
三月以上延滞債権額	14百万円
貸出条件緩和債権額	ー百万円
合計額	1,481百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらが財政状態及び経営が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。  
 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (23) 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は281百万円あります。  
 (24) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	31,300百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	30,000百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金4,000百万円を差し入れております。

- (25) 出資1口当たりの純資産額8,114円11銭  
 (26) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針  
 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。  
 ② 金融商品の内容及びそのリスク  
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
 利率が為替レートに連動して決定される債券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており、また、変動金利の有価証券の発行体の信用リスクに晒されております。  
 ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- (I) 信用リスクの管理  
 当金庫は、融資管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証及び担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備運用しております。

- これらの与信管理は、各営業店のほか融資審査部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
 与信管理の状況については、監査部がチェックしております。  
 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- (II) 市場リスクの管理  
 (i) 金利リスクの管理

- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
 ALMに関する規程(統合的リスクの管理手法等)において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理  
 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理  
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程に従って行われております。

- このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
 総合企画部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、個別銘柄の市場価格や財務状況などをモニタリングしています。  
 これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報  
 当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等の市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

- 当金庫のV a Rは分散共分散法(保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間240営業日)により算出しており、令和4年3月31日(当事業年度の決算日)現在で、当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で2,136,506千円です。  
 ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- なお、当金庫では、算出したリスク量と実際の評価損益を比較する/バックテストを実施し算出に使用したモデルの妥当性を確認しております。実際の評価損がV a Rを超過した回数が、モデルに問題ないと思われる回数以上発生した場合には、超過回数に応じたマルチプルケーションファクターによる掛目を乗せて、リスク量を修正しております。

- (III) 資金調達に係る流動性リスクの管理  
 当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調整/バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (IV) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることでもあります。

- なお、金融商品のうち有価証券以外については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

- (27) 金融商品の時価等に関する事項  
 令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照)。

また、借入金短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目(総資産の1%以内)については記載を省略しております。  
 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	88,341	88,391	49
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,003	7,801	797
その他有価証券	89,437	89,437	ー
(3) 貸出金(*1)	97,371		
貸倒引当金(*2)	△571		
	96,800	99,124	2,324
金融資産計	281,582	284,753	3,171
(1) 預金積金(*1)	245,193	245,213	20
金融負債計	245,193	245,213	20

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価方法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。  
満期のある預け金については残存期間に基づく区分ごとに、無リスク利率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(28)から(30)に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。  
① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)  
② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額  
③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式(*)	10
合 計	10

(\*) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*)	65,341	23,000	—	—
有価証券	14,069	17,136	29,856	35,316
満期保有目的の債券	500	—	2,700	3,803
その他有価証券のうち 満期があるもの	13,569	17,136	27,156	31,513
貸出金(*)	13,162	32,037	27,210	18,179
合 計	92,572	72,173	57,066	53,495

(\*) 1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(\*) 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他有価証券の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	107,775	11,715	0	340
合 計	107,775	11,715	0	340

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(28) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下(30)まで同様であります。満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,802	2,058	255
	地方債	3,700	4,235	535
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	500	512	12
	小 計	6,003	6,806	803
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,000	994	△5
	小 計	1,000	994	△5
合 計		7,003	7,801	797

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13	11	1
	債券	45,413	44,938	474
	国債	229	200	28
	地方債	13,380	13,260	119
	短期社債	—	—	—
	社債	31,803	31,477	326
	その他	5,789	5,729	59
小 計	51,216	50,680	536	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7	7	△0
	債券	30,049	30,320	△271
	国債	294	299	△5
	地方債	309	310	△0
	短期社債	—	—	—
	社債	29,445	29,710	△265
	その他	8,163	8,600	△436
小 計	38,220	38,928	△707	
合 計		89,437	89,608	△171

(29) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(30) 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8	7	—
債券	3,371	84	14
国債	681	79	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	2,690	5	14
その他	—	—	—
合 計	3,380	92	14

(31) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,445百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものも9,364百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約程度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に(1年毎)に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(32) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	109	百万円
貸出金償却否認額	22	
減価償却損金算入限度超過額	25	
減損損失否認	24	
その他有価償却否認	2	
役員退職慰労引当金	16	
その他	238	
繰延税金資産小計	438	
評価性引当額	178	
繰延税金資産合計	260	
繰延税金負債		
前払年金費用	120	
その他有価証券評価差額金	148	
繰延税金負債合計	268	
繰延税金負債の純額	8	百万円

(33) 会計方針の変更

① 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。なお、収益認識会計基準第89項に定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税が算入された固定資産の取得原価から消費税相当額を控除していません。

② 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過措置に代って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

(34) 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

損益計算書(単位：千円)

科 目	2020年度 (2020年4月1日~ 2021年3月31日)	2021年度 (2021年4月1日~ 2022年3月31日)
<b>経常収益</b>	<b>2,806,082</b>	<b>2,881,273</b>
資金運用収益	2,398,095	2,471,722
貸出金利息	1,531,776	1,527,863
預け金利息	46,722	36,652
有価証券利息配当金	796,089	883,921
その他の受入利息	23,506	23,285
役員取引等収益	310,393	290,169
受入為替手数料	156,901	130,374
その他の役員収益	153,491	159,794
その他業務収益	62,052	95,715
外国為替売買益	-	-
国債等債券売却益	33,042	84,870
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	29,010	10,845
その他経常収益	35,541	23,666
貸倒引当金戻入益	4,293	-
償却債権取立益	24,048	4,827
株式等売却益	54	7,871
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	7,145	10,967
<b>経常費用</b>	<b>2,420,166</b>	<b>2,510,354</b>
資金調達費用	36,274	30,106
預金利息	33,431	27,227
給付補てん備金繰入額	2,843	2,878
借入金利息	-	-
その他の支払利息	-	-
役員取引等費用	272,704	249,939
支払為替手数料	24,672	16,353
その他の役員費用	248,031	233,585
その他業務費用	48,972	88,569
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	48,754	14,558
国債等債券償還損	-	73,546
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	217	465
経費用	2,045,592	2,043,822
人件費	1,240,266	1,223,870
物件費	768,564	748,880
税金	36,760	71,070
その他経常費用	16,623	97,915
貸倒引当金繰入額	-	95,071
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	268	263
その他の経常費用	16,355	2,580

科 目	2020年度 (2020年4月1日~ 2021年3月31日)	2021年度 (2021年4月1日~ 2022年3月31日)
<b>経常利益</b>	<b>385,915</b>	<b>370,918</b>
特別利益	18,023	-
固定資産処分益	-	-
子会社清算益	18,023	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	274	5,871
固定資産処分損	274	871
減損損失	-	-
震災被害修繕引当金繰入額	-	5,000
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	403,665	365,047
法人税、住民税及び事業税	75,133	119,626
法人税等調整額	8,508	△ 5,587
法人税等合計	83,642	114,038
<b>当期純利益</b>	<b>320,022</b>	<b>251,008</b>
繰越金(当期首残高)	369,090	453,889
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>689,112</b>	<b>704,897</b>

(注) (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
(2) 出資1口当たり当期純利益金額 166円69銭  
(3) 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と併せて注記しております。

剰余金処分計算書(単位：千円)

科 目	2020年度 (2020年4月1日~ 2021年3月31日)	2021年度 (2021年4月1日~ 2022年3月31日)
当期末処分剰余金	689,112	704,897
積立金取崩額	-	-
剰余金処分額	235,223	226,606
利益準備金	20,459	11,738
普通出資に対する配当金 (配当率・年)	14,763 (2.0%)	14,868 (2.0%)
特別積立金	200,000	200,000
<b>繰越金(当期末残高)</b>	<b>453,889</b>	<b>478,291</b>

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2022年6月20日

一関信用金庫  
理事長

菅原 一由

●監査法人による外部監査を受けております。

2020年度及び2021年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

## 主要な業務の状況を示す指標

### 業務粗利益及び業務粗利益率(単位：百万円、%)

区 分	2020年度	2021年度
業務粗利益	2,412	2,488
資金運用収支	2,361	2,441
資金運用収益	2,398	2,471
資金調達費用	36	30
役務取引等収支	37	40
役務取引等収益	310	290
役務取引等費用	272	249
その他の業務収支	13	7
その他業務収益	62	95
その他業務費用	48	88
業務粗利益率	0.99%	0.96%

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 業務純益(単位：千円)

区 分	2020年度	2021年度
業務純益	389,109	421,589
実質業務純益	389,109	439,262
コア業務純益	404,821	442,496
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	377,391	407,323

(注) 1. 業務純益=業務収益-業務費用  
業務費用には一般貸倒引当金繰入額を含みます。  
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。  
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

### 利鞘(単位：%)

区 分	2020年度	2021年度
総資金利鞘	0.11%	0.12%
資金運用利回	0.98%	0.95%
資金調達原価率	0.87%	0.83%

(注) 1. 総資金利鞘=資金運用利回-資金調達原価率  
2. 資金運用利回=資金運用収益/資金運用勘定平均残高×100  
3. 資金調達原価率=(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用+経費)/資金調達勘定平均残高×100

### 受取・支払利息の増減(単位：千円)

区 分	2020年度			2021年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息合計	111,150	△ 119,086	△ 7,935	143,948	△ 70,321	73,626
うち貸出金	62,277	△ 67,788	△ 5,511	50,194	△ 54,107	△ 3,912
うち預け金	6,599	△ 23,406	△ 16,806	492	△ 10,562	△ 10,070
うち有価証券	42,830	△ 28,293	14,537	94,041	△ 6,209	87,831
支払利息合計	2,436	△ 7,136	△ 4,699	2,040	△ 8,207	△ 6,167
うち預金積金	2,436	△ 7,136	△ 4,699	2,040	△ 8,207	△ 6,167
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借用金	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、「利率」に合算しております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 預金に関する指標

### 預金積金及び譲渡性預金平均残高(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度
流動性預金	122,790	129,586
うち有利息預金	108,615	116,879
定期性預金	112,112	118,916
うち固定金利定期預金	102,589	109,627
うち変動金利定期預金	44	34
その他	660	660
小計	235,564	249,164
譲渡性預金	-	-
合計	235,564	249,164

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金  
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 資金運用収支の内訳(単位：百万円、利息=千円、利回=%)

区 分	2020年度	2021年度	
資金運用勘定	平均残高	243,443	257,591
	利息	2,398,095	2,471,722
	利回	0.98	0.95
うち貸出金	平均残高	94,712	97,816
	利息	1,531,776	1,527,863
	利回	1.61	1.56
うち預け金	平均残高	59,184	59,816
	利息	46,722	36,652
	利回	0.07	0.06
うち有価証券	平均残高	88,442	98,891
	利息	796,089	883,921
	利回	0.90	0.89
資金調達勘定	平均残高	235,564	249,569
	利息	36,274	30,106
	利回	0.01	0.01
うち預金積金	平均残高	235,564	249,164
	利息	36,274	30,106
	利回	0.01	0.01
うち譲渡性預金	平均残高	-	-
	利息	-	-
	利回	-	-
うち借用金	平均残高	-	405
	利息	-	-
	利回	-	-

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2020年度104百万円、2021年度409百万円)を控除して表示しております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 利益率(単位：%)

区 分	2020年度	2021年度
総資産経常利益率	0.15%	0.14%
総資産当期純利益率	0.12%	0.09%

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率=  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

### 定期預金残高(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度
定期預金	104,202	111,043
固定金利定期預金	104,159	111,013
変動金利定期預金	43	29
その他	-	-

## 貸出金等に関する指標

### 貸出金平均残高(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度
割引手形	547	247
手形貸付	4,218	3,799
証書貸付	84,050	87,636
当座貸越	5,895	6,132
<b>合 計</b>	<b>94,712</b>	<b>97,816</b>

(注) 1. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度
<b>貸 出 金</b>	<b>100,405</b>	<b>97,371</b>
うち 固定金利	72,509	69,569
うち 変動金利	27,896	27,802

### 貸出金の担保別内訳(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度
当金庫預金積金	1,101	1,032
有価証券	—	—
動産	40	69
不動産	17,906	17,735
その他の他	15	11
<b>計</b>	<b>19,063</b>	<b>18,849</b>
信用保証協会・信用保険	29,726	28,774
保証	23,941	22,507
信用	27,673	27,239
<b>合 計</b>	<b>100,405</b>	<b>97,371</b>

### 債務保証見返の担保別内訳(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度
当金庫預金積金	50	51
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	50	45
その他の他	—	—
<b>計</b>	<b>100</b>	<b>96</b>
信用保証協会・信用保険	1	0
保証	—	—
信用	350	591
<b>合 計</b>	<b>452</b>	<b>688</b>

### 貸出金使途別残高(単位：百万円)

区 分	2020年度		2021年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	52,023	51.81%	51,751	53.15%
運転資金	48,381	48.19%	45,619	46.85%
<b>合 計</b>	<b>100,405</b>	<b>100.00%</b>	<b>97,371</b>	<b>100.00%</b>

### 預貸率(単位：百万円)

区 分	2020年度	2021年度
貸出金残高(A)	100,405	97,371
預金残高(B)	233,423	245,193
貸出金平均残高(C)	94,712	97,816
預金平均残高(D)	235,564	249,164
<b>預貸率</b>	<b>残高(A) / (B)</b>	<b>43.01%</b>
	<b>期中平残(C) / (D)</b>	<b>39.71%</b>
		<b>40.20%</b>
		<b>39.25%</b>

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$   
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 貸出金業種別内訳(単位：先・百万円)

業種区分	2020年度			2021年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	149	6,176	6.2%	147	5,868	6.0%
農 業、林 業	45	349	0.3%	60	386	0.3%
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	918	0.9%	3	656	0.6%
建 設 業	311	8,436	8.4%	315	7,211	7.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	15	869	0.9%	17	1,089	1.1%
情 報 通 信 業	4	1,326	1.3%	4	1,313	1.3%
運 輸 業、郵 便 業	55	3,245	3.2%	55	3,237	3.3%
卸 売 業、小 売 業	303	9,404	9.4%	288	8,468	8.6%
金 融 業、保 険 業	9	6,125	6.1%	9	6,117	6.2%
不 動 産 業	215	13,294	13.2%	212	13,292	13.6%
物 品 貸 貸 業	8	71	0.1%	7	62	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	22	307	0.3%	23	317	0.3%
宿 泊 業	17	785	0.8%	16	761	0.7%
飲 食 業	144	1,327	1.3%	143	1,244	1.2%
生活関連サービス業、娯楽業	145	1,962	2.0%	144	1,987	2.0%
教 育、学 習 支 援 業	5	200	0.2%	5	188	0.1%
医 療、福 祉	83	5,911	5.9%	81	5,962	6.1%
そ の 他 の サ ー ビ ス	99	1,198	1.2%	105	1,287	1.3%
<b>小 計</b>	<b>1,632</b>	<b>61,912</b>	<b>61.7%</b>	<b>1,634</b>	<b>59,456</b>	<b>61.0%</b>
地 方 公 共 団 体	6	16,543	16.5%	6	16,143	16.5%
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,301	21,949	21.9%	6,862	21,771	22.3%
<b>合 計</b>	<b>8,939</b>	<b>100,405</b>	<b>100.0%</b>	<b>8,502</b>	<b>97,371</b>	<b>100.0%</b>

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 有価証券に関する指標

### 商品有価証券の種類別の平均残高(単位：百万円)

該当ございません。

### 有価証券の種類別の残存期間別の残高及び種類別の平均残高(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	残高合計	平均残高
国債	2020年度	—	—	5	—	—	2,733	—	2,738	2,705
	2021年度	—	—	5	—	1,599	722	—	2,327	2,579
地方債	2020年度	5,627	6,528	762	747	1,120	8,406	—	23,192	23,106
	2021年度	6,084	756	741	736	1,205	7,866	—	17,389	21,734
短期社債	2020年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2021年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2020年度	4,947	9,843	5,438	7,993	7,397	19,268	—	54,888	50,583
	2021年度	7,284	4,142	6,372	10,237	9,973	23,238	—	61,248	59,949
株式	2020年度	—	—	—	—	—	—	26	26	27
	2021年度	—	—	—	—	—	—	31	31	21
外国証券	2020年度	501	3,307	2,026	1,329	1,329	1,363	—	9,857	10,006
	2021年度	700	3,506	1,612	1,008	5,096	3,489	—	15,414	12,869
その他の証券	2020年度	—	—	1,154	525	335	—	38	2,053	2,013
	2021年度	—	—	—	—	—	—	39	39	1,736
合計	2020年度	11,076	19,680	9,386	10,595	10,183	31,771	64	92,757	88,442
	2021年度	14,069	8,405	8,731	11,982	17,874	35,316	71	96,451	98,891

### 預証率(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
有価証券残高 (A)	92,757	96,451
預金残高 (B)	233,423	245,193
有価証券平均残高 (C)	88,442	98,891
預金平均残高 (D)	235,564	249,164
預証率 残高 (A) / (B) (%)	39.73%	39.33%
期中平残 (C) / (D) (%)	37.54%	39.68%

(注) 1. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$   
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額

### 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況(単位：百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)		貸倒引当金(d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
			担保・保証等による 回収見込額(c)				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2020年度	228	228	180	47	100.0	100.0
	2021年度	421	421	319	102	100.0	100.0
危険債権	2020年度	961	949	679	269	98.7	95.7
	2021年度	1,045	1,034	742	291	98.9	96.3
要管理債権	2020年度	21	20	20	0	99.6	77.5
	2021年度	14	15	14	0	101.0	※
三月以上延滞債権	2020年度	21	20	20	0	99.6	77.5
	2021年度	14	15	14	0	101.0	※
貸出条件緩和債権	2020年度	—	—	—	—	—	—
	2021年度	—	—	—	—	—	—
小計 (A)	2020年度	1,210	1,198	881	317	99.0	96.3
	2021年度	1,481	1,471	1,076	394	99.2	97.3
正常債権 (B)	2020年度	99,745	—	—	—	—	—
	2021年度	96,674	—	—	—	—	—
総与信残高(A) + (B)	2020年度	100,955	—	—	—	—	—
	2021年度	98,156	—	—	—	—	—

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。  
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。  
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。  
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。  
 6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。  
 7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。  
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。  
 10. 2021年度の「三月以上延滞債権」は、開示残高の全額を担保・保証等により保全を図った上、貸倒引当金を計上しております。



## 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

## 有価証券(単位：百万円)

## ① 売買目的有価証券

該当ございません。

## ② 満期保有目的の債券

種 類	2020年度			2021年度			
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	1,803	2,098	295	1,802	2,058	255
	地 方 債	3,700	4,314	614	3,700	4,235	535
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	500	509	9	500	512	12
<b>小 計</b>	<b>6,003</b>	<b>6,922</b>	<b>919</b>	<b>6,003</b>	<b>6,806</b>	<b>803</b>	
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	1,000	994	△5
<b>小 計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>1,000</b>	<b>994</b>	<b>△5</b>	
<b>合 計</b>	<b>6,003</b>	<b>6,922</b>	<b>919</b>	<b>7,003</b>	<b>7,801</b>	<b>797</b>	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。  
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

## ③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

④ その他有価証券

種 類	2020年度			2021年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	15	7	7	13	11	1
債 券	63,175	62,161	1,014	45,413	44,938	474
国 債	930	802	127	229	200	28
地 方 債	19,492	19,151	341	13,380	13,260	119
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
社 債	42,753	42,207	545	31,803	31,477	326
そ の 他	8,904	8,730	174	5,789	5,729	59
小 計	<b>72,096</b>	<b>70,899</b>	<b>1,196</b>	<b>51,216</b>	<b>50,680</b>	<b>536</b>
株 式	—	—	—	7	7	△0
債 券	12,140	12,216	△76	30,049	30,320	△271
国 債	5	5	△0	294	299	△5
地 方 債	—	—	—	309	310	△0
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
社 債	12,134	12,211	△76	29,445	29,710	△265
そ の 他	2,506	2,600	△93	8,163	8,600	△436
小 計	<b>14,647</b>	<b>14,816</b>	<b>△169</b>	<b>38,220</b>	<b>38,928</b>	<b>△707</b>
合 計	<b>86,743</b>	<b>85,716</b>	<b>1,027</b>	<b>89,437</b>	<b>89,608</b>	<b>△171</b>

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。  
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

⑤ 市場価格のない株式等及び組合出資金

	2020年度	2021年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	10	10
合 計	<b>10</b>	<b>10</b>

金銭の信託(単位：百万円)

① 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

③ その他の金銭の信託

該当ございません。

規則第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ございません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金内訳(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2020年度	176	160	—	※176	※洗替えによる取崩額
	2021年度	160	177	—	※160	※洗替えによる取崩額
個別貸倒引当金	2020年度	323	316	18	※305	※洗替えによる取崩額
	2021年度	316	394	—	※316	※洗替えによる取崩額
合 計	2020年度	<b>499</b>	<b>476</b>	<b>18</b>	<b>481</b>	<b>476</b>
	2021年度	<b>476</b>	<b>572</b>	<b>—</b>	<b>476</b>	<b>572</b>

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

貸出金償却の額

貸出金償却(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
貸出金償却額	—	—

## 自己資本の充実の状況

### 自己資本の構成に関する開示事項(単体)(単位：百万円)

項 目	2020年度	2021年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,082	12,330
うち、出資金及び資本剰余金の額	741	753
うち、利益剰余金の額	11,356	11,592
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	195	204
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	195	204
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	<b>12,278</b>	<b>12,535</b>
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	40	36
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	40	36
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	280	315
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	<b>320</b>	<b>351</b>
<b>自己資本</b>		
自己資本の額(イ) - (ロ) (ハ)	<b>11,957</b>	<b>12,183</b>
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	106,851	106,884
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 6,095	△ 6,095
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,095	△ 6,095
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,581	4,682
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	<b>111,433</b>	<b>111,566</b>
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率(ハ) / (ニ)	<b>10.73%</b>	<b>10.92%</b>

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項(単体)(単位：百万円)

項 目	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計</b>	<b>106,851</b>	<b>4,274</b>	<b>106,884</b>	<b>4,275</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	112,666	4,506	112,959	4,518
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	949	37	1,183	47
地方三公社向け	90	3	86	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,625	345	7,631	305
法人等向け	43,684	1,747	44,493	1,779
中小企業等向け及び個人向け	13,390	535	13,694	547
抵当権付住宅ローン	1,662	66	1,431	57
不動産取得等事業向け	1,193	47	900	36
3月以上延滞等	115	4	113	4
取立未済手形	4	0	5	0
信用保証協会等による保証付	963	38	886	35
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	26	1	38	1
出資等のエクスポージャー	26	1	38	1
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	41,961	1,678	42,495	1,699
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	33,965	1,358	33,969	1,358
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	939	37	939	37
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	35	1	195	7
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,020	280	7,389	295
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	255	10	—	—
ルック・スルー方式	255	10	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 6,095	△ 243	△ 6,095	△ 243
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	24	0	20	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
<b>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</b>	<b>4,581</b>	<b>184</b>	<b>4,682</b>	<b>188</b>
<b>ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)</b>	<b>111,433</b>	<b>4,458</b>	<b>111,566</b>	<b>4,463</b>

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び我が国の中央政府及び中央銀行向けから「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞  
 相利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
 直近3年間のうち相利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%  
 6. オフ・バランスを含む。

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)(単体)(単位：百万円)

①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエク スポージャー 期末残高						3月以上延滞エク スポージャー			
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		現金・預け金他					
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
国	内	234,798	303,100	101,044	128,246	81,232	82,083	52,521	92,770	179	175
国	外	9,847	15,859	-	-	9,847	15,859	-	-	-	-
<b>地 域 別 合 計</b>		<b>244,646</b>	<b>318,960</b>	<b>101,044</b>	<b>128,246</b>	<b>91,080</b>	<b>97,943</b>	<b>52,521</b>	<b>92,770</b>	<b>179</b>	<b>175</b>
製 造 業		14,115	14,689	6,499	6,159	7,615	8,529	-	-	0	10
農 業、林 業		472	493	472	493	-	-	-	-	-	7
漁 業		0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		918	656	918	656	-	-	-	-	-	-
建 設 業		9,213	7,756	8,913	7,656	300	100	-	-	52	36
電気・ガス・熱供給・水道業		8,906	9,924	876	1,094	8,030	8,829	-	-	-	-
情 報 通 信 業		2,725	3,919	1,326	1,313	1,399	2,605	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業		12,239	12,072	3,292	3,349	8,946	8,722	-	-	-	8
卸 売 業、小 売 業		12,021	11,386	9,716	8,780	2,304	2,605	-	-	3	5
金 融 業、保 険 業		83,918	163,834	6,247	36,244	28,976	39,224	48,694	88,365	-	-
不 動 産 業		17,119	17,153	13,862	13,817	3,256	3,336	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業		1,974	2,765	71	62	1,902	2,703	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		359	371	359	371	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業		793	765	793	765	-	-	-	-	39	25
飲 食 業		1,498	1,405	1,498	1,405	-	-	-	-	9	9
生活関連サービス業、娯楽業		2,243	2,235	2,243	2,235	-	-	-	-	16	18
教 育、学 習 支 援 業		212	199	212	199	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉		6,189	6,332	6,189	6,332	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス		1,722	1,879	1,328	1,523	385	347	8	8	-	-
国・地方公共団体等		44,548	37,124	16,585	16,185	27,962	20,939	-	-	-	-
個 人		19,633	19,598	19,633	19,598	-	-	-	-	56	53
そ の 他		3,819	4,396	-	-	-	-	3,819	4,396	-	-
<b>業 種 別 合 計</b>		<b>244,646</b>	<b>318,960</b>	<b>101,044</b>	<b>128,246</b>	<b>91,080</b>	<b>97,943</b>	<b>52,521</b>	<b>92,770</b>	<b>179</b>	<b>175</b>
1 年 以 下		46,241	53,071	11,980	39,817	10,236	13,228	24,024	25		
1 年 超 3 年 以 下		33,456	35,538	5,716	6,234	17,739	6,303	10,000	23,000		
3 年 超 5 年 以 下		15,887	15,903	9,192	8,972	6,694	6,930	-	-		
5 年 超 7 年 以 下		16,701	25,414	7,930	15,088	8,771	10,326	-	-		
7 年 超 10 年 以 下		35,924	34,735	28,305	19,252	7,619	15,482	-	-		
10 年 超		76,569	83,188	37,505	38,484	39,061	44,701	3	2		
期間の定めのないもの		19,865	71,109	413	397	958	970	18,493	69,742		
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>		<b>244,646</b>	<b>318,960</b>	<b>101,044</b>	<b>128,246</b>	<b>91,080</b>	<b>97,943</b>	<b>52,521</b>	<b>92,770</b>		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には「現金」「固定資産」等が含まれます。  
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

48ページをご参照ください。

③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

区 分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期中の増減額		期末残高		2020年度	2021年度
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度		
製造業	△ 3	△ 0	35	34	-	-
農 業、林 業	4	△ 0	4	3	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	7	△ 3	34	30	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	△ 42	0	92	92	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	6	△ 2	53	51	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	23	24	82	107	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	1	2	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	0	53	2	55	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個 人	△ 2	5	10	16	-	-
<b>合 計</b>	<b>△ 6</b>	<b>77</b>	<b>316</b>	<b>394</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	62,623	-	135,680
10%	-	10,205	-	12,410
20%	2,607	43,598	4,108	38,612
35%	-	4,748	-	4,089
50%	32,751	104	40,179	91
75%	-	18,235	-	16,494
100%	7,817	40,673	6,114	39,007
150%	-	25	-	46
200%	-	-	-	-
250%	-	9,536	-	9,602
1,250%	-	-	-	-
<b>小 計</b>	<b>43,176</b>	<b>189,752</b>	<b>50,402</b>	<b>256,035</b>
その他	-	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>43,176</b>	<b>189,752</b>	<b>50,402</b>	<b>256,035</b>

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

**信用リスク削減手法に関する事項(単体)**(単位：百万円)

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,925	3,157	8,417	9,049	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

**派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(単体)**

該当ございません。

**証券化エクスポージャーに関する事項(単体)**

該当ございません。

**出資等エクスポージャーに関する事項(単体)**(単位：百万円)

①貸借対照表計上額及び時価等

区 分	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	53	53	60	60
非上場株式等	929	—	929	—
合 計	983	53	989	60

(注) その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資金は、非上場株式等を含めております。

②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	2020年度	2021年度
売却益	0	7
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	2020年度	2021年度
評価損益	16	11

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	2020年度	2021年度
評価損益	—	—

**リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項(単体)**(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,000	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

# 用語解説集

## 自己資本関係

用 語	解 説
1 ポートフォリオ	金融資産の総称。
2 エクスポージャー	リスクにさらされている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
3 ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリンといいます。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされているもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指します。
4 抵当権付住宅ローン	パーゼルⅢにおいて、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
5 不動産取得等事業者	(代表的な解釈としては)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
6 ルック・スルー方式	ファンドにかかる信用リスク・アセット額の算出において、一定の要件を満たす場合に、ファンドの組入資産を直接保有しているとみなして、当該ファンドのリスク・ウェイトを判定する方式です。
7 オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
8 基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%として算出されます。
9 リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額を指します。
10 所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)として算出されます。
11 総所要自己資本額	リスク・アセット等の総額(信用リスク、オペレーショナル・リスク等、各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)として算出されます。
12 単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセット等の総額(信用リスク、オペレーショナル・リスク等、各リスク・アセットの総額)として算出されます。
13 繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理等に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

## 信用リスク関係

14 クレジットポリシー	与信業務の基本的な基本理念や手続き等を明示したものを指します。
15 信用リスク	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化や倒産等から金融機関の資産価値が消滅し、金融機関が損失を被るリスク、および保有有価証券等の資産価値が減少もしくは消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。
16 信用集中リスク	当金庫における信用集中リスクとは、与信額上位20先の大口先(要管理先以下)において、担保・確実な保証、個別貸倒引当金を差引いた残額が損失となった場合のリスク量を指します。
17 リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
18 A L M	A L M(Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理をいい、主に金融機関において活用されているバランス・シートのリスク管理手法を指します。
19 適格格付機関	パーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関と定めています。
20 信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(預金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。
21 モンテカルロシミュレーション法	本アプローチは、リスクファクターの変動を乱数を用いてシミュレート計算し、リスクファクターの変動が表現したと仮定した場合に、保有資産等から発生する損益を把握した上でVaRを計算する方法です。

## 市場リスク関係

22 市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。
23 価格変動リスク	価格変動リスクとは、市場価格の変動によって保有資産の価値が減少した場合に損失を被るリスクのことです。当金庫では、A L M委員会を設置し、経済情勢、金利動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、価格変動リスクの管理を行っています。
24 派生商品取引	デリバティブ取引ともいいます。有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
25 長期決済期間取引	長期決済期間取引とは、有価証券等の特定日から受渡し、または決済の期日までの期間が一定の期間を超える取引をいいます。
26 証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産を指します。
27 オリジネーター	原資産の保有者を指します。
28 VaR	Value at Risk(バリュー・アット・リスク)。将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間ごとのデータをもとに、理論的に算出された値をいいます。



## 金利リスク関係

29	コア預金	明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことを指します。
30	金利ショック	金利変化(衝撃)のことで、上下100ベース・ポイント(1.0%)の平行移動などの算出方法があります。
31	△EVE	金利ショックに対する経済的価値(EVE:Economic Value of Equity)の減少額
32	△NII	金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益(NII:Net Interest Income)の減少額
33	IRRBB	Interest Rate Risk in the Banking Book 市場リスクのうちトレーディング取引等を除く全ての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。
34	ストレステスト	例外的だが、蓋然性のある事象が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法です。

## オペレーショナル・リスク関係

35	事務リスク	事務リスクとは、役職員が事務作業を行うに際して、正確性を欠く、または作業を怠ったり失念したりすること、もしくは不正な行動をすることにより、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、金融機関の信用の基本は正確な事務取扱いであるとの認識に立ち、規程や事務取扱要領を整備しております。また、監査部による臨店監査を通じた内部監査強化により相互牽制体制を構築して事故の未然防止について万全の体制をとっております。さらに事務部による臨店指導や内部研修等により事務レベルの向上を図るなど、事務リスクに対する十分な管理態勢を確保しております。
36	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等システムの不備により、あるいはコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、一般社団法人しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターは、コンピュータ・口座元帳ファイル・通信回線などの二重化およびバックアップセンターの設置等、災害発生時等に対するオンラインシステム確保にも万全を期しております。また、当金庫内、パソコンネットワークについては、「セキュリティポリシー」の作成等、顧客データについて厳正な情報管理を行うなど、システムリスクに対する十分な管理態勢を確保しています。
37	風評リスク	風評リスクとは、悪い評判や風説等が世間に広がることにより、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、「風評リスク等緊急時対応マニュアル」を作成してすべての役職員が対応できる内部体制を整備するとともに、お客様からの苦情・インターネット上の風評関連情報をチェックするなど、十分な管理態勢を確保しています。
38	法務リスク	法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に関わる法令および金庫内規程等に違反する行為等(法令遵守違反行為等)により金庫の信用低下や損失を被るリスクをいいます。
39	有形固定資産リスク	有形固定資産リスクとは、災害その他の事象により生じる有形固定資産の毀損・損害リスクをいいます。
40	人的リスク	人的リスクとは、人事運用上の不公平・不公正や威圧的行為(パワーハラスメント等)および差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害をいいます。
41	その他のリスク	その他のリスクとは、上記のどのカテゴリーにも属さない不測のリスクをいいます。

# 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

## 単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)

<b>1. 金庫の概況及び組織に関する事項</b>		<b>4. 金庫の事業の運営に関する事項</b>	
(1) 事業の組織	13	(1) リスク管理の体制	24
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	13	(2) 法令遵守の体制	20
(3) 事務所の名称及び所在地	13	(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6~8
<b>2. 金庫の主要な事業の内容</b>	15	(4) 金融ADR制度への対応	23
<b>3. 金庫の主要な事業に関する事項</b>		<b>5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項</b>	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	5	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	40~43
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	5	(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	46
① 経常収益		① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 経常利益		② 危険債権	
③ 当期純利益		③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	
④ 出資総額及び出資総口数		④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	
⑤ 純資産額		⑤ 正常債権	
⑥ 総資産額		(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	27, 37~39, 49~53
⑦ 預金積金残高		(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	47~48
⑧ 貸出金残高		① 有価証券	
⑨ 有価証券残高		② 金銭の信託	
⑩ 単体自己資本比率		③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	
⑪ 出資に対する配当金		(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	48
⑫ 職員数		(6) 貸出金償却の額	48
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	43
① 主要な業務の状況を示す指標		<b>6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの</b>	14
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	44		
イ. 業務純益	44		
ウ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	44		
エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	44		
オ. 受取利息及び支払利息の増減	44		
カ. 総資産経常利益率	44		
キ. 総資産当期純利益率	44		
② 預金に関する指標	44		
③ 貸出金等に関する指標	45		
④ 有価証券に関する指標	46		

## 金融再生法第7条に基づく開示項目

資産査定公表(金融再生法に基づく開示債権)	46
-----------------------	----

# 金融庁告示で定める開示項目一覧

## 自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項(告示)

<b>自己資本の構成に関する開示事項: 単体(第2条第2項)</b>	49	9. 金利リスクに関する事項	39
<b>定性的開示事項: 単体(第2条第3項)</b>		<b>定量的開示事項: 単体(第2条第4項)</b>	
1. 自己資本調達手段の概要	37	1. 自己資本の充実度に関する事項	50
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	37	2. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	51
3. 信用リスクに関する事項	37	3. 信用リスク削減手法に関する事項	53
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	37	4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	53
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	37	5. 証券化エクスポージャーに関する事項	53
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	38	6. 出資等エクスポージャーに関する事項	53
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	38	7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	53
8. 信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	38	8. 金利リスクに関する事項	27



あなたとまちとフェイスtoフェイス  
😊😊 Face to Face

**企画・編集**

〒021-0024 岩手県一関市幸町5番5号 Tel.0191 (23) 6111 〈代表〉一関信用金庫〈総合企画部〉  
ホームページ<http://ichinoseki-shinkin.jp/>

**印刷**

〒021-8686 岩手県一関市南新町60 Tel.0191 (26) 5111 〈代表〉株式会社 岩手日日新聞社